

令和 2 年

# 第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

開会 令和 2 年 9 月 9 日

閉会 令和 2 年 9 月 9 日

忠 岡 町 議 会

## 令和2年 第3回忠岡町議会定例会会議録

令和2年9月9日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	村田 健次		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長兼産業振興課長	
教育部長	二重 幸生		谷野 栄二
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防署長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長 柏原 憲一

(会議の顛末)

議長 (杉原 健士議員)

おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

なお、本日の会議につきましては、報道関係者による撮影等を許可しておりますので、ご了承願います。

議長 (杉原 健士議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (杉原 健士議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和2年第3回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第2  |        | 会期の決定                               |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                               |
| 日程第4  |        | 一般質問                                |
| 日程第5  | 忠議第 2号 | 忠岡町議会ハラスメント防止条例の制定について              |
| 日程第6  | 報告第 4号 | 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について   |
| 日程第7  | 報告第 5号 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること及び和解について)  |
| 日程第8  | 議案第40号 | 物品購入契約締結について (忠岡町職員用業務端末等購入)        |
| 日程第9  | 議案第41号 | 物品購入契約締結について (忠岡町立小学校教育用コンピュータ整備事業) |
| 日程第10 | 議案第42号 | 物品購入契約締結について (忠岡町立中学校教育用コンピュータ整備事業) |

- 日程第11 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第12 議案第44号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第45号 町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第46号 手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第47号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第49号 岸和田市忠岡町消防指令事務協議会の設置に関する協議について
- 日程第18 議案第50号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第19 議案第51号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第52号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第53号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第54号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。

台風9号、10号が九州の西を通過して北上しました。大きな被害が出ております。今後の自然災害に本町も注意をしていきたいと、こういうように思っております。10号の際には一応警報も出ましたので待機いたしましたけれども、それにいたしましても、被害に遭われた方々や、また市町村にお見舞いを申し上げたいと、こういうように思っております。

ご案内のように、本日は第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして、ありがとうございます。本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会並びに全員協議会で十分にご審議いただいておりますが、本議会を通じてもいろいろと審議していただき、ご指導賜ればありがたいと、こういうように思っております。

ところで、7年半にわたる長期政権を築いた安倍首相が突然辞任を表明いたしました。一、二か月前だったと思いますが、やる気を失っているというジャーナリストの表現に、私も意識して見ていました。政権が変わっても残された課題は消えないが、私を招待してくれた桜を見る会については、喜んで出席したのでありますが、いまだにけちをつけられておりまして、残念なことであります。

それから、大阪都構想の住民投票が11月1日に決まったようです。2回目ですので、3回目もあるんかもわかりませんが、どう転がっていくのか、推移を見ていきたいと思っております。

また、自由民主党の総裁選、それに野党の再編と、次々と秋の政治争いが始まりました。本町町長選挙もあります。私もしっかりと務めを終わっていききたいものであります。

本日もよろしくご指導くださいますようお願いして、私の挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、8番・三宅良矢議員、9番・前川和也議員を指名いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より9月17日までの9日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認めます。

よって、会期は、9月17日までの9日間と決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、和田善臣議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。和田議員。

監査委員（和田 善臣議員）

例月出納検査の報告をさせていただきます。

ここに、報告申し上げますのは、令和2年6月25日及び7月28日に行いました内容で、帳簿等は、同年5月31日及び6月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 和田 善臣

議長（杉原 健士議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 一般質問を行います。通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

まず初めに、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

よろしく申し上げます。おおさか維新の会の前川和也でございます。

先日の福祉と総務の委員会で町長より今期限りで町長の職を辞するとのご発言があり、それがまた新聞でも報道されました。和田町長、4期16年にもわたる町政運営、大変お疲れさまでした。目指すところに違いはあるかと思うんですけども、まずもって長きにわたるご公務には、敬意を持ってお疲れさまでしたというふうに申し上げたいと思います。

その上での一般質問なんですけど、どういう観点から質問をしようかというふうに今回悩みまして、基本的に答弁の最終責任者というのは町長であり、今期限りでご勇退される町長に、今後のビジョンでありますとか、これからの取組でありますとか、そういったことを質問するのはちょっと違うかなというふうに自分の中で思いましたもので、自分の中で

は、これからにつなげることができるような観点から質問ができたらいいなということで、今回質問をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

今から16年前ですね、2004年に当時の町政課題として岸和田市との合併の是非を問う住民投票がありまして、反対派が上回ったわけですね。その後、今、結果として和田町長が誕生、就任されたわけですが、就任時から本当にいばらの道であったというふうに思いますが、就任当初の一番の課題というのはどういうふうな課題だったのか、ちょっと振り返って教えていただけませんか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

この16年間、務めさせていただいたことに光栄に思っております。町民の皆さんには何かと期待があったりしたと思いますが、それが十分果たせていないと思うと、それが課題不十分だったと、こういうふうに思っております。対策不十分だったと、こういうふうに思ってる次第でございます。

もっともっと生活向上のために、忠岡町の発展のためにという気持ちは絶えず持っております。今日来れたかなと、こういうふうに思っております。一応、所期の課題についてもクリアできたと、こういうふうに思っております。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

所期の課題というのは、まさに1点で財政再建かなというふうに思いまして、それについてはこの16年間、町長としても努力はされてきた部分も私はあるように思っておりますが、あれから16年がたちまして、忠岡町の内外における情勢は大きく変わりました。特に人口減少が急速的に進み、私も3月議会で少し触れたんですけども、2040年問題と言われる問題で、忠岡町の2040年は今と比べて生産人口が1,300人の減、高齢人口が300人の増というふうに、本当に自治体経営として苦しくなっていくと。行財政改革という言葉では簡単なんですけども、この先、歳出削減とか、いわゆる身を切る改革とか、そういった改革だけではもう立ち行かなくなってくるものだというふうに思っております。

その上で、今期でご勇退されるわけですけども、この上さらに進めるべき、この小さなコンパクトな自治体として進めるべき課題というのは、どのような課題があるのか、お答えいただけますか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

コロナ禍、コロナの問題がこれだけ大きくなるとは思っていませんでしたが、2月の終わりの記者会見等の発表のときに、これからの時代が、行政のデジタル化、またオンライン化、こういったことが出てくるんで、令和2年度はしっかりと地に足のついた仕事をしていかなあかんと。あまり背伸びをしたら財政破綻もしますので、ちょっと萎縮するぐらいの出発をいたしました。

そういうことで、スマートシティというのを目指すところですが、本町だけではあきませんので、近所の市とも付き合っていないけませんから、しっかりとした財政の維持ということで気合を入れて今日来ておりますし、これからの社会もそうになっていくんではないかと、こういうように思っております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

役場の業務改革というか、ICT化ということ指されてるのかなと思うんですけども、まさに私もそういうふうに思っております。近所の市ともお付き合いというふうに、今、町長おっしゃいましたけども、そこに関してですね、本年、町長の先ほどのご挨拶にもありましたけども、11月1日に大阪市を再編する大阪都構想の住民投票、2回目ですね、が実施される見込みであります。これが仮に可決されますと、間違いなくその他の市町村の在り方についても、このままでいいのか。先ほど私が申し上げました人口減少が進む中で、行政体も業務内容であったり、もちろん規模もこのままでいいのかというふうに議論はなってきます。

その上でしっかりと忠岡としても将来を見据えて、どのような町の在り方が望ましいのか、ふだんの絶えることのない調査研究、議論を行うべきと、たびたび町長にもこれまで質問させていただいておりましたが、それも今日が最後となります。町の在り方、行政の在り方、そして暮らしや住居を守っていくために、周辺市町のトップとの話合いの場、立ち話ではなくて、膝詰めで話し合える場の構築、これはぜひともしていただきたいなというふうに、今私、思っております。

そのような場の構築は、次の町政課題にすべきであると思ってるんですけども、ここで質問です、町長。町長として、これまで近隣の市町の、近隣市のトップと十分に交流は図られていたのかどうか。そして、町長のお話、私の質問でも出ましたが、都構想の可決後ですね、忠岡町にどういう影響があるか。推移を見守ると挨拶ではおっしゃってましたけども、これも3月議会で私が質問したときに、今、勉強してるというふうにおっしゃってたと思うので、半年たった今、どういうふうな影響があるのかどうか、お考えを教えてください。



町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

いつかも申し上げたけど、大阪都構想については何ら勉強が足りておりませんので、当局の当市・府の動きを観察していくとか、見ていくしかないと思っております。そんなことで、都構想結果が出たら、それに見合っただけでまた習得していきたくないと、勉強していきたくないと、こういうように思っております。

私としては、合併ができなかったということは、これは両者に理由があったと思っておりますが、やっぱり段差があることが、差があることが大きな障害であったと思えますし、フィフティー・フィフティーにもできなかったとも思っておりますので、私としては段差をなくしていくと、こういう姿勢で絶えずやってきました。

議会の皆さん方にはご理解を得て、福祉の広域化、また国保や水道やいろいろな面において広域化を叫んできました。おかげで思ったことが全部できてきてると。16日には消防の広域化の始まりの調印もしてみたいなど。岸和田さんとの間に溝がなくなるのではないかと、こういうように思っております。

そんなことで、やっぱり段差があることが駄目だと、こういうように思いますので、本町としても下になっておれば上に上げると、そういう意味で、これからは財政も、また町民の姿勢も変えていかないかんと違うかなというのは思いであります。そうすると、話がすぐに済むと思います。

幸い泉州は話しやすい、泉州弁で話しやすいと、こういうことで非常に首長も話しやすいところがあります。しかし、しっかりしておりますので、泉州は1つでなくて、泉州は一つ一つばらばらと、こういうことになっておりますので、裏返したらすぐに1つになることができるのではないかと、こういうように思っています。焦ってひつつく気はありません。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

町長、ありがとうございます。推移を見守ると、当初おっしゃってたことに絡んでくるのかなと。なったらなっただ、そのときに合わせて勉強されていくというふうにお答えいただいたかというふうに思うんですけども、次の町政を担う方には、そのなっただでということではなくて、その先も見据えた上での常日頃の課題を設定して取り組んでい

ただきたいなというふうに思っております。この点に関しては、もう町長とは議論はこれにてというふうに思います。

次の質問に参ります。2点目、役場の組織、人員についてというふうに通告をさせていただきました。

町長をトップとしてこの役場があるわけですが、忠岡町役場には副町長職が現在置かれておりません。泉州の町ですね、忠岡含めて4町ありますけども、副が存在しないのは忠岡町だけであります。条例で定数が1と定められているだけなので、置く置かないというのは町長の判断、議会の同意人事ももちろん必要なんですけども、まずは町長の判断に左右される場所でありますけども、いくらコンパクトな組織とはいえ、100名以上の職員さんを抱える組織としてナンバーツリーの存在、時の行政課題に対応する責任のあるポストというのは必要だと思います。

現在は、公室長さんがそのような感じの役割を担われているのかなというふうに思うんですけども、政治的に責任を負わせるわけにはいきませんし、首長のガバナンスの面でも無理が来ているように感じておりました。

そこで、町長、副町長を設けなかった理由ですね、これをお聞かせいただけませんかでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

私、就任の当時は、もう財政破綻しておりました。そういう意味で、職員、人件費の削減というものがありましたので、非常に大きな削減をしたわけです。そんな中、私の過去の経験で、人事については自分が会得しておりましたので、就任を見送りました。

正直言いまして、私が就任したときには、副町長さんは給料がはるかに高かった。そういう意味から、落ち着いてくる中で人選をしたんですが、いい人物が見つからななんだと。絶えず見繕っていると言うと怒られますが、そういうことで候補者を絞ったんですが、今日もうここまで来たら、このまま置いとこうと、こういうことになってきました。

そんなことで、自分を助けてくれた職員の皆さんには感謝いたしますし、また、勉強になったと違うかなと、こういうようにも思っております。条例違反ですが、人物が見つからなかったということです。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

やはり就任当初からの一番の課題である財政の問題が、そこには一番の根底にあったの

かなというふうには思っておりました。町長も先ほどおっしゃったように、本当に職員さんが1人のトップを支えるのに奮闘されていたものだというふうに思いますが、やはりこの1人というのは、庁内統制をしく上で、庁舎内の統制をしく上でかなりしんどかったのではないのかなというふうに思います。

見つからなかったというふうに町長おっしゃってましたけども、そういう人選というのは町長が1人で、これまでの教員の経歴も含めて、町長お1人で探そうとされていたのかどうか、教えていただけますか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ちょっと質問の趣旨が会得してないんですが、ワンチームでやってきたからね。公室長なんかも、あるときは副町長として職員が見た面もありますし、ちょっといろいろとぎくしゃくしましたが、職員の皆さんは忠岡町のために、住民のために一致団結できたことが、うまくいけたと、こういうふうに思っております。同じことばかり繰り返しますが、失礼しました。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

公室長にほんとに負担がかかっていたのではないのかなというふうに私も思っておりますけども、言いたかったのは、副を置くパターンとしてよくあるのは、大阪府でありますとか、または国でありますとか、そういうところから招聘するというようなことが近隣の市町村でも多いのかなと。またはですよ、OBの職員さんですね、そこから登用するというのも1つあったのかなというところで、その見つけてくる、探してくるという点において、自分1人ではなく、いろいろ周りにも相談する、もしくはご当地の府議会議員や国会議員にも相談するという手段はなかったのかなということで、今の質問をさせていただいたわけでございます。

その同じく役場の組織に関する質問なんですけども、役場内には今、行政アドバイザー、安心アドバイザーなる肩書の方がおられるかなと思うんですけども、これらの方の役割と、そしてまた報酬のありなしについて教えていただけますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、専門的な知識、経験などを必要とする課題が生じた場合、具体的な助言及び支援を受けるために行政アドバイザーを2名、また行政対象暴力の防止や地域の安全を守るため、警察OBである安心アドバイザーを1名配置しており、今後も効果的な行政運営を推進する上で、これらの方々のご意見は必要なものと考えております。

報酬につきましては、無報酬でございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。そのアドバイザーも一定程度町政に関与して、これまで役割を果たされてきたというふうにご答弁、そういう意味なのかなと思うんですけども、このアドバイザーもですね、もっと活用できる道がこれからあるんじゃないのかなと。それこそ本町のOBさん、経験の豊富なOBさんでありますとか、また、他市の市役所のOBさんも、本町にお住まいの方でもたくさんいらっしゃるかなと思うんですけども、そういった方を採用する、責任と権限も持たせて、時の町政課題に沿った方、合った方を任命するというので、町長の特別な、特命担当というんですかね、特別な思い入れのある課題をその方にお任せして進めるというふうな手段も、今後反映できればいいなというふうな私の中では思っております。

ちょっと時間がなくなってきましたので、続きの質問に参ります。

続いては、人員の質問に関してなんですけども、これまで私以外のたくさんの議員からも、若手職員さんの退職問題について、委員会とか本会議でたびたび取り上げられてきました。私も前回の6月議会におきまして、その問題の対策についての1つの取り組むべき策として、フレックスタイム制の導入についての質問をさせていただいたわけです。

当時のご答弁では、コロナの感染拡大防止の一環として、変則勤務が取り入れられたわけで、一定の完全なるフレックスではないんですけども、調査研究ができて、引き続き検討を重ねるという答弁でしたけども、その後、どういうふうにお考えがなっていたのか、お聞かせいただけませんかでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

答弁をもって終了といたしますね。時間が来てますので。

9番（前川 和也議員）

あと9分。

議長（杉原 健士議員）

まだ9分ある、ああ、いける。

町長公室（立花 武彦公室長）

フレックスタイム制につきましては、緊急事態宣言時に時間差出勤を取り入れ、現在も進行中でありまして、現在、このコロナ禍においてテレワークの導入を取り入れる企業も増えており、社会的に多様な働き方改革が広がりつつあります。このような中、我々公務員の職場におきましても柔軟な働き方を推進していく必要があると考えておりますので、今後、フレックスタイム制の導入につきましても検討してまいりたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

あと8分、質問させてください。

検討を引き続き進めるというご答弁でしたけども、これも本当に忠岡町役場にとっては喫緊の課題でありますので、検討を続けていただくことも大事なんですけども、答えを出すということも、どのような方法で取り入れるか答えを出すということも非常に大事なかなと思いますので、どうかその点、考慮に入れていただきますようによろしく願いいたします。

続いての質問なんですけども、次は、忠岡町役場でのインターンシップについてです。インターンシップというのはもう皆さんご存じのことだと思うんですけども、学生さんの就業体験ということなんですけども、お隣の泉大津市なんかでは非常に熱心に取り入れられておりますけども、このインターンシップ制度について、本町役場としてこれまで学生さんにそのような機会の提供はなされたのかどうか、教えていただけますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在のところは導入いたしておりません。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今までされてなかったということですよ。私もですね、高校生のときに親にお金を出していただいて、東京の霞が関の文科省でインターンシップというのを、夏休みのわずかな期間なんですけども、させていただきました。そのときの経験というのは一生の思い出にもなってますし、その後の人生にも影響があり、また今現在にもつながっているものだというふうに実感しております。

その思いからこの質問をさせていただいたわけなんですけども、このインターンシップというのは教育としての面だけではなくて、本町の仕事に対する興味を抱くきっかけになるかもしれない。また、町の職員さんにとっても、現役の学生さんと交わることは、意識の改革にもなるのかなと、組織の活性化にもつながるんじゃないのかなというふうにも思ってるんです。

今までされたことないということなんですけども、今後、インターンシップ制の導入というのを考えてみてはどうかなと思うんですけども、室長、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

インターンシップにつきましては、公務員の職場体験の提供、学生による就職活動のミスマッチを防ぐために、既に導入されている市町村も数多くございます。導入によりまして、町職員の意識改革や本町の魅力発信にもつながるというメリットもございますので、他市の導入事例も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

意識のほんとに改革、現役の若い学生さんと接することは、本当に職員さんにとってもプラスの部分は、もちろん学生さんにとってもそうなんですけども、あるんじゃないかなということ、ぜひ検討していただきたいなというふうに思うわけでございます。

で、残り5分、以上が今回の私の一般質問なんですけども、ここで町長、通告してなかったんですけどもね、この4期16年で取り組みたかったけども、これ、でけへんかったということ。最後に、次の町長に期待すること、その点について教えていただけますか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

できなかつたことはありません。もう全てやり抜きました。次の町長さんには、私よりも1歳でも10歳でも20歳でも若い人に、思い切って住民のためなら頑張ってもらいたい

と、こういうように思っております。

問題になっているクリーンセンターの件ですが、これも私が発案して、そしてずっとここへ来てるわけです。だから、できているわけだと解釈しております。ただ、もう1段高いところへ行きたいので、いろいろとお付き合いの中で進めているんですけど、今後とも新しい感覚で頑張ってもらいたらいいのではないかと、こういうように思っている次第です。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。自己採点は非常に高かったということなんですけども、通告にこの質問はなかったんですけども、思いの部分なので、通告なしでもお答えいただきたいなということで、これを最後にさせていただいたわけです。

今日の頂いたご答弁から、ヒントになるものを見つけ出して、今後の町政運営に私もこれを反映できるようにしていきたいなというふうに思っています。

就任早々から本当に厳しい状況でスタートした16年間の町政運営であったと思います。その経験は、今後の忠岡町の行方にとっても非常に貴重なものであると思いますので、ぜひその経験やお知恵を次期町長に、どなたがなるのか分からないですけども、きちんと引き継いでいただきますようお願い申し上げまして、一般質問終了といたします。町長、お疲れさまでした。

議長（杉原 健士議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

（北村議員「議長、休憩動議、5分」と呼ぶ）

議長（杉原 健士議員）

休憩、5分、はい。

皆さん、北村さんからの休憩動議ですが、よろしいですか。

それでは、5分休憩で。

（「午前10時39分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開します。

（「午前10時43分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。

1つ目の一般質問なんですけど、前川議員とほぼほぼかぶってますので、ここまでもう改めて質問することはないかなと思います。ただ、16年間、延べ6,000日ぐらいですよ、この忠岡町の合併のときから踏まえて、基本しんどい中をずうっと、しんどいながら、ほとんど何か前進というよりも、ほんとに大変なところを土俵際で押しとどめ続けてきた手腕に関しては、僕は町長には大変敬意を表します。

僕自身も今、商工会青年部をさせていただいてまして、今、青年部の部員は18人です。十七、八年前の会報を見たら、60人ぐらいいたんですよ。ほとんど町内の人でした、住所録を見たら。今、もうほとんど半分以上、忠岡町外の方です。そういう意味では、時代とか置かれている現状は変わっていると思うんですけど、今、1点目なんですけど、忠岡町としてこの16年間の忠岡町の移り変わりについて、端的でも結構ですので、ちょっと思うところがあれば述べていただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

大したことしてないのでね、よう発言しないんですが、財政再建がもう目の前のことでしたから、だから私としてはそういうことに対する対応策ばかりでありました。

そんな中で、住民のサービスが下がらんようにと、そういうことで知恵だけでなしに、改革、皆さん方に怒られるような変更等もしてきたわけで、ちょっと偉そうなことをよう言いません。ただ、もうちょっと国や府が、合併を拒否したんやから、温かく見てもらったらよかったなあと。合併したところは10年間たってもまだ保証があるんです。私はないんです。そういうようなことになると、見捨てられたかなと思うと、もう合併の話はする気はないと、そんなような気持ちなので、こんな議会ですと、赤裸々な私の気持ちを出すような場面と違います。一応、財政再建だけは4年前にできたということだけは、皆様のおかげだと思っております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。16年間、先ほども前川議員が少し述べられてたんですけど、自己評価として100点満点であれば、町長は自己評価、この16年間の町長としての差配について自己評価、100点満点で結構ですと、何点でしょうか。

議長（杉原 健士議員）



町長。

町長（和田 吉衛町長）

まあ、大したことやってないので、よう言わんのです。コロナの力を借りると、新しい生活様式が始まるので、ちょっとその初めをやりかけてきただけに、今後、新しい生活様式を取り入れて、行政マンはしっかりしようということはこの前確認したところなんです、皆さん方とともに今後の新しい社会を日常に戻していきたいと、戻そうやないかということしか、ちょっとよう言いません。もうやる気も失うております。失礼しました。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

最後は、できれば胸を張って、あともう1か月少々ですけど、まだ町長の職というのは残ってはりますので、そこは胸を張って残りの期間を全うしていただきたいと思います。

すみません、次の質問に移らせていただきたいと思います。ここからは一般的に、僕らは残された者としては変わることなく続けていかななくてはいけないと思ってますんで、質問させていただきます。

質問通告書に図書館を含めた文化会館全体の運営についてと書かせてもらってます。私が議員になって約5年半、文化会館については何が変わったのかなという、あまり変わってないなというのが僕の素直な印象です。そういうような意見もよく聞きます。まあ、それがいいんだと、それでいいやん、忠岡らしいやんといえ、それはそれで、それまでのことですけど、住民ニーズですね、周辺の図書館等を見ても、やはり新たなところとコラボしたり予算つけたり、いろいろな形で図書館を含むそういう文化施設が変容できる可能性を考えると、忠岡町としてはまだまだ伸び代というものはあると思います。

僕は5年ぐらい前に、一度キッチンカーをやってる方から、文化会館の前の駐車場で週に1回か2回でもええからキッチンカーを出させてほしいと。燃えるアイスかな、鉄板でアイスを焼くようなやつやったんですけど、その人のは。「それをやりたいな。でけへんの。場所代も払うし」ということやったんで、どうですかと聞いたら、衛生上、管理上、云々かんぬんと言われて、結局今はできません、検討していきます、検討していきますで、もう5年たちます。

端的に言うと、公が管理しているからかなとしか思えないんです。これが民間の管理やったら、じゃあ場所取って、ちゃんと区画して、利用料取って、条件をそろえたら、すぐにできるやん、やれるやんというようになっていくんかなと思う中で、今後、例えば文化会館を含めた図書館が管理を公か、それか民間かという議論がいろいろ出てくると思うんです。やっぱりさっき、今述べたような柔軟性というものが全くないと。もう役所さんがやってる管理の仕方やなみたいになってしまうと、例えば抜本的な予算措置とかを上げていくとかしていかない限りは、多くの住民さんはもうええやんて、役所にやらさんで民間

さんにやらしいよ、民間の方がいろいろやってくれるやんということに安直につながっていくと思います、僕は。これらを踏まえまして、今後、民間委託を視野に入れたこの運営方針の在り方ですね。どのように考えておられますでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の文化会館は、図書館、公民館、働く婦人の家の複合館であるため、利用者の要望や目指すべきそれぞれの館の在り方等が異なっております。議員お示しの民間委託等につきましては、今の時点では非常に難しいのかなというふうに考えております。

現在、忠岡町文化会館運営委員会を新たに発足すべく事務を進めております。この運営委員会は、文化会館全体の運営について改めて見直すとともに、利用者にとってより使い勝手が良く、満足度が向上するような運営となるよう、文化会館自体の今後の継続性や運営展開等について、学識経験者や社会教育団体の代表者、利用者の方からのご意見を頂きながら検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっと今のご回答で、やはりほかのそういうような委員会も含めてなんで気になるところなんですけど、学識経験者や社会教育団体の代表とか、利用者の方からご意見と言われるんですけど、その人材選定ですよ。そこに意見する人たち。要は文化会館を使う、忠岡の住民で慣れた視点、慣れた視点って変やな、いつも決まった方が、こういう回答の範疇であるだろうという中での回答でしかなかかなか導き出されないの、ほかのところを見ている僕はそのなんです。同じような委員会みたいな、何かいろいろ検討協議会みたいなのを開いてるのを見るんですけど、やっぱりそこは利用者目線でしかないんですよ。客観的に俯瞰して、この文化会館どうやねんとか、図書館どうなんだという意見って、なかなか僕はこの市でも見てないんですよ。

茨木市、あそこの委員会を見たときに、当初6年前かな、関わった人たちは、忠岡で言うと、ほんまに忠岡町外の人。うちも今、商工会青年部ばかり引き合いに出してすみません。でも忠岡町外の人ばかりがほぼほぼ今メインで関わってくれてるんですよ。それで、俯瞰して客観的に見て、新たな可能性、イノベーションというのが僕はできてきてる

瞬間かなと思ってるんです。新しいことも、今までのそういうものにとらわれず取り入れたい。そのような空気感というのは、そういった方を人材に、そういった委員会の中に入れていかないと、多分これまでと同じようなものが、また3年後、4年後出てくると思うんですよ。その辺りについて、人材選定の在り方について柔軟化できないのか、その辺の検討はできないのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

忠岡町文化会館運営委員会規則というのがございまして、そちらに一応規定がございまして、学識経験のある者、社会教育関係団体の者、その他教育委員会が適当と認める者というくくりがございまして。議員ご指摘の学識経験者につきましては、今、様々、一応検討しておりまして、公民館の運営等にこれまでいろいろとご尽力されてこられた、この方は町外の方なんでございまして、現在、大阪府の公民館関連施設の連絡会の事務局長という方が適任かなということで、今現在、打診のほうをしているところでございまして、そういうことで、今回につきましては、外部の方の意見というものも反映できるのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その学識経験者のバックボーンについては、僕はそこまではほじくり返す気はないんですけど、最後の規則にその他、要は教育委員会が認めたらいいんですよ。そこは、だって裁量の範疇じゃないですか、どういう人材を選ぼうか。そこは意図して、こういう意図ですということを前提に、一本釣りなのか公募なのか、いろいろやり方はあると思うんですけど、その柔軟性というのは全然使えると思うんですよ。そこに対して、できればそういうような、言い方は変ですけど、忠岡の地（じ）じゃないけど、何か例えばそういう地域で仕事してて、新たな可能性を見いだしてくれるような人らを、そういうのを探していくというのにも必要かと思うんです。そういうのを推薦して選ぶという。

そういう方たちを入れていかへんかったら、多分そこまで内容は変わってこないと思います、正直。だって、抜本的に予算措置する予定ってあまりないですよ。だって、今、コロナ禍で来年の税収どうなるか分からへんという中で、抜本的にだって予算を増額できるかというたら、かなり厳しいですよ、現実路線。となると、今の予算でクオリティを上げていくしかないですよ。それをどうするのかという視点が、やはりそこを意見する人のまず客観性、多様性、俯瞰性を高めていくしかないと思ってるんです。そこは理解していただいた上で、人材の集め方に関しては柔軟性を持ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

その他教育委員会が適当と認める者という部分につきましては、今回については文化会館のクラブ関係者の方の中から一応公募をしております、その方の中から決めていきたいなというふうに考えております。

予算措置等につきましては、確かにおっしゃられてるように、今後の状況につきましては何分不透明ではございますが、その中でもできる限り、より良い運営となるような形で考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

少なくとも理解は、すみません、できないです。その中で、実際に財政、いくらいろいろ、ほかの分野です、ほかの部分で聞いても、財政が厳しいと言われて、絶対枕言葉で出てくるじゃないですか、ほぼほぼ。その答弁を前提にいつもいろんな投げかけをやって、今の中でクオリティーが高まるかなというたら、僕は甚だちょっと疑問なところがあるんです。その文化会館の運営委員とか、その意見の在り方とか、その関わりの在り方にはもっと柔軟性を持たせてほしいなど。そこに対しては、また改めて、決算委員会もあるんで、そういった場でも投げかけていけたらなと思いますので、本質問は以上をもって終わらせていただきます。

次に、大津川の洪水や津波、高波などの災害対策について質問させていただきます。

洪水と高潮による浸水想定区域のデータが大阪府より提出されております。忠岡町内の一定地域を居住、すみません、ちょっと誤字があるんで、読み上げで修正ということでお願いします。一定地域を居住誘導区域から外す決定をされたこともありまして、抜本的な災害対策の変更も視野に入れる必要があると思います。短中期の視点でどのように安全性、安心性を高めていく取組をされていく予定でしょうか、お答えください。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

平成27年、水防法が改正になりまして、災害時における浸水想定区域指定の前提となる降雨等が、想定し得る最大規模に変更となりました。ご指摘のとおり、大阪府におきまして洪水と高潮による浸水想定区域図が既に公表されているところでございます。

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、本年6月に都市再生特別措置法が一部改正

され、立地適正化計画の中で防災指針の作成が位置づけられたところであります。都市計画におきましては、中長期的に都市の構造を適切に誘導していく、このような側面がありますことから、想定最大規模の浸水想定に基づく計画策定作業を現在進めているところでございます。

本計画における区域の設定でございますけれども、新浜地区につきましては工業振興区域、洪水時における浸水深さが3メートル以上、かつ避難所から一定距離が離れている区域を一般居住区域、その他を居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定する予定で作業を進めております。

ご質問の短中期の視点でということでございますけれども、どのように安全・安心を高めしていく取組をされるかということでございますが、都市計画の観点からしますと、この災害リスクを住民の皆様十分に周知をしていく、そのような努力が必要であるというふうに考えております。今現在、策定をしておりますけれども、今年度中には完成いたしますので、本計画の中で、都市計画ですので防災機能を備えた公園であったりとか、また避難路、そのような都市計画の視点からできる事業を想定しながら、そのような実現に向けてつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほどの説明の中で、居住誘導区域から外れた地域の部分ですね。それに関しまして、住民さんが「まずこれ何なの」というところのレベルから始まるんです。「私の家、どないなんの」というのが、正直僕が多分一般住民で、そんなことをいきなり言われても、「まず何なの」と。「うちの家、見捨てられるの」と。何か忠岡町はこの辺は、もう洪水が起きたらしゃあないって、何か諦めてはるのとか、変な誤解とか風説の流布というのが流れていくと思うんですよ。これらの地域で、いや違いますよと。違うのか違わないのか分からないですよ。結果としてこうしていきますという説明とか、そういうのは丁寧にしていただかないといけないと思うんですけど、その辺の見解についてだけ、いま一度お願いします。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

この立地適正化計画策定委員会の中で、その居住誘導区域を外れる区域が一部設定をさ

せていただいたというか、委員皆様の一応採決によりまして決まったわけでございますけれども、その区域につきましては、大阪府の想定し得る浸水想定が3メートルを超えて、なおかつ本町が定めてる避難所から一定区域が離れてるというところで設定させていただいたわけでございますけれども、その後、多方面から、今議員ご指摘の内容のご指摘を頂きまして、立地適正化計画策定委員会の委員長とも今現在、調整、打合せを進めているところでございます。

今回、その立地適正化計画の中で、居住誘導区域を外れるということではなくて、一般居住区域という設定をする予定でございます。その区域につきましては、積極的にそうした災害リスクを周知していったり、また重点的にできるかどうか分かりませんが、防災対策を進めていく、このような位置づけを本計画においてしっかりと書いていきたい。また、その計画に基づきまして、将来的には事業に結びつくような、そうした努力を我々はしてまいりたいというように考えておるところでございます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。一般の住民からしたら、僕も多分この仕事をやってなければ、分かりやすさというのが一番なんかなと思ってます。僕は大津川が大雨のときに、よく大津川の堤防沿い、ちょっと車で巡回に行くんです。そのときにやっぱり思うのが、今のこの水位が大丈夫なんかなというのが全く分かんないんですよ、客観的に見て。

よく言われるのが、南海本線の橋脚の下のあの石のところに黒と白で線が入ってるんですけど、多分これ何なんだろうというレベルだと思うんですよ。この地域、例えば3メートルの浸水想定があります。でも、やっぱりそれって、デジタルでネットで調べたら、それは出てきますけど、その辺、自分の家の3メートルをあれで可視化されていくことによって、やっぱり一般の住民の方が、ここに住んでて想定最大で大変なことになったら、ここまで大変なことになるんだという自己防衛ですよ。自己的に備える自助というやつですね。その力が働くかなと僕は思います、正直。

ですので、先ほどの大津川の河川のともそうなんですけど、できるだけ可視化ですよ。よく和歌山のほうで、ここまで昔、最大の津波が来ましたという遺跡がよう、まあまあ今それが行政として何か根本だったり、今、東日本でもここまで津波がこの前来たというのは、見える形でちゃんと杭とかあるんですよ、掲示板みたいなんが。やっぱりそういうのは一定啓発が必要かなと思いますんで、地域防災計画をどのように見直されるのか、僕はまだ分かんないところなんですけど、そういう可視化の徹底をお願いしたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

ご指摘のとおり、現状、洪水がここ何十年もないわけですから、住民の皆様には体感としてないと。一方で、近年激甚化する水害によりまして、テレビの報道で各地で堤防決壊という画像を皆さん見られてるわけで、いろんな面で不安に思われてることがあるかと思えます。

議員のご指摘にもございましたように、本町には、高板橋と楯並橋、高月南から北へ渡る橋ですね。そこと紀州街道に渡る橋、ここに大阪府の水位計がついてございます。そこに、一定避難判断をする基準の水位だったりとか、避難指示を出す基準の水位の目盛りがございまして、その辺りを何かもう少し分かりやすくできないか、そのところを大阪府の河川担当部局と一度調整してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

すみません、その部分を踏まえて、防災計画なりいろいろなところに可視化の向上をできるだけしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間が押してますので、次の質問なんですが、2つちょっと飛ばさせていただいて、最後、傍聴に関する質問を1点だけさせていただいた上で終わらせていただこうかなと思えます。ですので、2つは取下げさせていただきます。よろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

はい、どうぞ。

8番（三宅 良矢議員）

最近、コロナの中でZOOMを用いての会議がようされてはるのは皆さんご存じやと思うんです。僕ももともとスカイプとか使ってたんですけど、正直、こういう議会の傍聴、平日に委員会とか、各種公開している委員会の傍聴、平日日中に15分前までに、本会議以外は15分前までに受け付けして聞かないと入れないという。例えば子ども・子育て会議をやるとします。小さい子を2人も3人も抱えています。その人はまず100%来ないですよ、興味があっても、仮に興味があったとしても。だって、冷静に考えて、この状態で聞けるかという話ですよ。僕は小さい子がおるから分かります。無理です。それは時代の流れで変えていける部分は、そういうのを活用していくべきじゃないかなと、僕は正直思っております。

ですので、規則なり条例なり、何を変えないといけないのか、ちょっと僕はそこまで今回調べてなかったんで悪いんですけど、旧来の、出向いて、申し込んで聞くという傍聴体制から、こういったZOOMとかを活用して、デジタルオンラインで見たい人は見てくだ

さいというような仕組みも併せて導入していくべきかなと思いますけど、まずはいかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

傍聴可能な会議は、ZOOMなどを利用して中継できないかのご質問でございますが、このたびのコロナ禍によりまして、感染防止のため3密を避け、接触機会を減らすということで、社会的にインターネットを利用したテレワークやテレビ会議が急速に普及してまいりました。また、行政機関におきましても例外ではなく、テレビ会議が推奨され、普及しているところでございます。

本町では、各種会議の傍聴者が少ないため、現在のところ導入は考えておりませんが、今後、行政事務のオンライン化の進行が予想されますので、近隣市町の動向を注視してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

傍聴者が少ないから、どうせオンラインにしても誰もおれへんやろという回答にも聞こえてくるんです、正直。正直ですよ。いや、でも、僕は役所に、子どもを送ってくるんで、結構やっぱり9時過ぎから、午前中にどっちかというと来やすいんですよ。で、まあまあ会議やってますと。でも、自分ちょっとやりたいことがありますというときに、中継してくれるんやったら、僕はそれを聞きながらやりますもの。傍聴者1が必ずそこに生まれます、かなりの割合で。そこの、今の忠岡町でやっている会議に出向いてくる人間が少ないからやらないんだという理屈はやめていただきたいと僕は思います。

僕らのほかの議員さんも同じやと思うんですけど、できるだけ1人でも多くの方に見ていただいて、聞いていただいて、そして行政を知っていただいて、その中からいろんな意見を頂いて、より良く町をしていこうというのが、地方自治体の目指すところかなと僕は思っておりますので、その辺を踏まえて、平成の傍聴体制から令和の傍聴体制へと移っていただきたいと思うんですけど、その辺の検討は、もう一度今の意見を聞いてどのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。



議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

導入に際しまして、ある一定の費用も生じてまいると考えております。今後、本町におきましても、老朽化した大規模改修工事など公共工事の負担が生じてまいりますので、優先順位や費用対効果も考慮しながら考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

月額2,000円です、ZOOMで。2万4,000円、年間。その予算さえ取れないでしょうか。1点だけです。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほどもご答弁させていただいたんですけども、様々な諸課題がございますので、費用対効果もございまして、その部分を考えながら、持続可能なまちづくりのためにご理解をお願いしたいと思います。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

最後に、もう答弁結構なんですけど、2万4,000円、住民1人当たり1.5円ぐらいかな。費用対効果は悪くないと思います、僕は。ぜひともお願いいたします。

以上です。質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属なだ会、松井です。一般質問を行います。

4月の緊急事態宣言以降、忠岡町においていろんな行事が中止となりました。教育委員会におきましては、4月に修学旅行先の広島から受入れ中止の申入れがあった後も、受入れ先を探し続けていただいて、再度、島根県への修学旅行を決めていただいたと聞いております。ただ、結果的には、7月下旬から大阪府において200名を超えるようなコロナの事態になったため、修学旅行は取りやめとなってしまいましたんですけれども、教育委員会及び学校関係者の皆さんの努力には大変感謝しております。ありがとうございます。

また、人権広報課におきまして、盆踊りや墓店の中止を受けて、急遽、FMいずみおおつさんに交渉していただいて、お盆期間中に忠岡音頭を放送していただいたとお聞きしております。これも重ねてありがとうございます。

忠岡町は、日本一小さい町であります。このように小さいからこそできることもたくさんあると思いますので、今後も町職員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、私、一般質問を終わりたいんですけれども、よろしければ現在に至る経過とか思い、これからの考え、その辺を教育長、町長公室次長、公室長にお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま、議員より私ども教職員の取組に対しまして、過分なるお言葉を頂戴いたしました。本当にありがたい言葉でございます。本日頂戴いたしました内容につきましては、校長会等で学校現場に伝えさせていただきます。先生方にとって必ずや励みとなり、本町の子どもたちのためのより良い教育実践につながるものと考えております。

さて、議員お示しのとおり、修学旅行につきましては、最終学年の児童・生徒にとって一生の思い出となる極めて価値ある体験活動であります。この間、学校現場、とりわけ当該学年の先生方は、この中にありましても修学旅行の実現に向け可能性を模索してまいりました。

中学校におきましては、当初の受入れ先から宿泊を断られた後も、新たな受入れ先を粘り強く探し、これまで訪問経験のなかった島根県へと変更をいたしました。当該の3学年の先生方は、本年度の短い夏休み、府内で一番短かったこの夏休み期間中に下見に出向きまして、修学旅行の実現に向け努力してまいりました。

議員お示しのとおり、大阪府下における感染者の増加等、第2波の兆しがあり、感染拡大防止の観点から令和2年8月18日付で教育長名にて各校に対し、令和2年度における修学旅行、宿泊学習等の宿泊を伴う学校行事の中止についてを通知したところでございます。

寝食を共にする宿泊行事では、児童・生徒が密になることが多く、感染症対策を十分に行うことが難しく、特に宿泊先で発熱等の感染が疑われる症状が出た場合の対応が非常に困難であると考え、苦汁の決断をしたところでございます。児童・生徒の心の内や先生方のこれまでのご努力を考えますと、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいであります。どうかご賢察のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も忠岡町の子どもたちのために、教育委員会、学校現場が一体となって、引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。議員皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

教育長、ありがとうございます。町民の皆さんにも、子どもたちにもしっかり伝わると思っています。私も伝えていきますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大等に伴いまして、議員仰せのとおり、町の様々な行事や啓発事業等が自粛、結果としては中止という措置を取ることとなっております。

住民への周知につきましては、広報紙やせんだってできましたLINE、ホームページ等を通じて行っているところではありますが、町としましては単に中止というものではなく、密を避けながら少しでも町が元気になるようにどうしたらよいのかという点でも検討し、知恵を絞っているところであります。

先ほど議員からございましたが、忠岡町民盆踊り大会の中止につきましては、防災に関する放送の協定を締結したばかりのFMいずみおおつでの忠岡音頭の放送について交渉させていただき、お盆を中心に数日間の放送を実施させていただくことができました。初盆を迎える方など住民皆様から好評であったと伺っているところであります。

また、だんじり曳行の中止につきましては、文化会館において住民からの応募による思い出のミニ、小さな写真展でございます、の実施、健康まつりの中心に関しては、一定期間、庁舎内に血管や脳年齢の測定コーナーを置き、来庁者にご利用いただくということをしております。少しでも健康を意識していただくような工夫も凝らしているところであります。

というものの、行事等につきましては、感染拡大防止の観点から中止ということがほとんどではございますが、私どもといたしましても、感染拡大を避けつつ、先ほど議員からございましたが、小さい町だからこそ臨機にできるところを模索し、町が元気になるよう、また伝統的な行事を次代につなぐためにも知恵を絞ってまいりたいと考えております。

何とぞ議員皆様からのご支援も頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

コロナ禍によりまして、感染防止のためあらゆるイベントが中止になっているところではございますが、まず中止ありきということで考えるのではなく、少しでも住民を元気づけることができるよう、少しでも何かできないか、町としましても考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。私たち、目標は一緒です。忠岡町を良くする、この1点ですので、これからも一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。一般質問させていただきます。

コロナ禍における災害時の避難の在り方について質問させていただきます。コロナウイルス感染症が拡大する中で非常事態宣言が出て、学校なども休校になったり、店舗も休みになったり、仕事をリモートでしたりと、様々なことが変化してまいりました。その後も新しい生活様式ということで、工夫しながらいろいろな取組が進められております。

しかし、残念ではありますが、いまだにコロナウイルス感染拡大が終息することがない状況です。その中で、地震、ゲリラ豪雨、また台風の時期でもあります。私自身もこの季節になると、2年前の台風21号を思い出してしまいます。今までに経験したことのないすごい風で、いろいろなものが飛び交い、本当に怖かったし、我が家も4日間の停電で本当に心も疲弊してしまいました。町民の方もそうだったと思います。

近年、大規模地震や大規模水害など想定を超える自然災害が頻発化、日常化しています。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要となっています。

忠岡町でもコロナウイルスの感染者が出ました。お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

そこで、コロナ禍における今後の災害時の避難ですが、感染リスクを避ける行動を心がけていかなければいけません。どのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

自然災害発生時における避難でございますが、本年6月に大阪府が作成いたしました避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）に基づき、発熱や咳の症状の確認、発熱者が出た場合の措置、避難者の滞在スペースのレイアウトなど新型コロナウイルスを見据えた対応ができるよう、9月4日には職員を対象に避難所開設・運営訓練を実施し、確認を行ったところでございます。また、避難所の感染予防対策といたしまして、パーティションや非接触型体温計、ペーパータオルやゴム製手袋、フェースガード等の備蓄も進めております。

こういった形で避難所の運営を行ってまいりますが、多くの方が避難されると、避難所の過密状態が予想されます。安全確保が可能な場合は、自宅での待機や垂直避難、親戚や友人宅などへの避難も検討していただくなど、いわゆる3密を避けるための周知、啓発も必要と考えているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

さらに、高齢者の方とか基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦などの方々の避難はどのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦などの方々の避難につきましては、まずは避難所に避難していただくこととなります。避難された方の中で配慮を必要とする方がおられる場合、身体状態や介護などの状況を考慮して、福祉避難所への避難対象者を決定いたします。

福祉避難所の開設に当たっては、本町では町内の事業所のご理解、ご協力を頂き、現時点で15の事業所との間に、災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定を締結しております。

しかしながら、災害発生時において何名の受入れが可能であるかについては、その時点の施設の状況にもよるため、具体的な人数は把握できませんが、できる限りの対応をお願いしたいと考えております。

また、本町保健センターも福祉避難所と位置づけておりますが、支援が必要な方全ての受入れは物理的にも難しいところでもありますので、先ほどの町内の15事業所と連携を取り合いながら、支援が必要な方の避難場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。そういうふうに想定していただいているということはあるがたいことだと思います。

次に、悲しいことではありますが、東日本大震災後の避難所でも、女性や子どもに対して暴力や強姦、強姦未遂などがありました。しっかり女性や子どもを守っていただける対策も考えておかなければなりません。いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町地域防災計画では、避難所におきまして女性専用の更衣室や授乳室など、女性や子

どものプライバシーや安全性の確保に配慮する旨を定めております。また、男女のニーズの違いなど性別に偏らない運営を行うには、男女双方の視点に配慮する必要もございます。避難所運営には、できるだけ女性に参加いただき、意見を取り入れた避難所運営が必要と考えているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。女性の方がスタッフとして入っていただくということは、本当に何かあれば相談もしやすいと思いますので、ありがたいことだと思っております。

次に、避難所に来られたときには検温されますが、そのときは何も症状がなく、でもその後にももしも避難所から陽性の方が出た場合の対応はどのようになりますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所へ避難された方につきましては、検温と体調の確認を行い、体調不良や発熱がある場合は、専用スペースに誘導いたします。症状によっては、医療機関や保健所へ相談をし、万が一陽性と判明した場合は、保健所の指示の下、対応してまいりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

いつどこで起こってくるか分からないので、そのこともしっかりとよろしく願いいたします。災害が起こってからではなく、その前にいろいろなことを想定し、準備していくことが一番大切だと思っております。よろしく願いいたします。

次に、分散避難について伺います。避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があると思っております。

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等へ避難を検討するよう周知、先ほども周知するというふうにおっしゃっていただいたんですが、そのように考えております。その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どう対応するのか検討が必要だと思っております。どのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所へ避難された方や、避難所近辺で車中泊をされている方につきましては、災害物資の配布は可能であり、また、親戚や知人の家などに避難された方も、避難所まで来ていただければ災害物資の配布は可能でございます。検討を要するものと考えていますのは、単身の高齢者や障がいをお持ちの方で、避難できなかった方についてでございます。一軒一軒の安否確認や物資の配布となりますと、多大な時間を要することから、地域住民の協力を頂きたいと考えているところでございます。自治会等の地域団体の連携に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

よろしく願いいたします。コロナウイルス感染が怖くて逃げ遅れてはいけません。災害が起これば、命を守る行動をしっかりと啓発をお願いいたします。そして、町民の皆様にもお願いいたします。ご近所の高齢の方やお一人暮らしの方にお声かけをしていただき、それぞれの皆様の大切な命を守っていただきたい。よろしく願いいたします。

次に、ヤングケアラー問題について質問させていただきます。18歳未満で慢性的な病気や障がい、精神的な問題を抱える家族の介護を担わざるを得ない子ども、若者たちのことを、ヤングケアラーと呼ばれております。ケアは、主に障がいや病気の親や高齢の祖父母、兄弟や親族の場合もあります。2020年3月の新聞記事では、通学や仕事をしながら家族を介護している15歳から19歳の子どもが、2017年時点で全国に推計3万7,100人に上ると言われております。

さらに、厚生労働省が昨年3月に公表した報告書では、全国の市町村が虐待児童対策地域協議会を対象にした調査で、1,741件送った調査票のうち、有効回答は894件、その内容を見ると、ヤングケアラーは男性38.7%、女性61%と、女性のほうが多く、半数近くはひとり親家庭だったと。ケアを行っている相手は、兄弟72.6%が最も高く、母親は46.9%、父親12.5%と続いてまいります。ケアを行っている相手の状況は、母親は精神障がいが半数以上を占め、父親は依存症の割合が高かったとのことです。子どもが家族のケアをすることへの理解はなかなか得られにくく、大人のケアラーに比べて深刻なのは、学校のような同質性の高い集団で周りの子とは違う経験をすることを通して、周囲に合わせるのが苦しくなってくることです。

研究者の調査では、ヤングケアラーは日常生活や学校生活への満足感が低い傾向があるとの指摘もあり、疲労やストレスを抱えやすい状況にあると言われております。核家族や



ひとり親家庭などで生計を立てるため、大人は働きに出なくてはなりません。介護を担える大人がいない世帯では、その役割を子どもが果たさざるを得ない実態があります。

子どもが困っている状況を最も発見しやすいと思うのは、学校現場だと思います。ある調査では、母親のケアをしていたが、誰にも相談することができなかつたともお聞きしております。忠岡町での現状はいかがでしょうか。子どもたちからの相談などありますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今、議員ご質問のヤングケアラーとは、繰り返しにはなりますが、大人が担うような家族の介護や世話を行っている18歳未満の子どもを指します。ケアが必要な人は、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、兄弟や親族の場合もあるようでございます。

その介護内容は、障がいや病気のある家族の代わりに買物や料理などの家事をしている。家族に代わり幼い兄弟の世話をしている。がんや難病、精神疾患など慢性的な病気の家族の看護をしているなどでございます。

昨今の少子・高齢化や共働き世帯の増加などによる家族環境の変化があり、介護を一手に引き受けていた専業主婦は減る一方で、介護が必要な方が増え続けております。そうした中、母子家庭などで介護を担える大人がいない世帯、その世帯の中でその役割を子どもが果たさざるを得ない状況があるということが現状でございます。その把握は難しく、子どもが困っている状況を最も発見しやすいのは、議員も仰せのとおり学校になりますが、こういった子どもの状況を把握し、支援につなげる仕組みが必要であることは認識しております。

教育委員会に確認いたしましたところ、今現在は議員ご質問のヤングケアラーは本町にはいないという回答でございました。また、支援していく場でございますが、現状でございますね、現在は対象者はいないということで回答いただいているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

では、ご両親、ご兄弟や、おじいちゃん、おばあちゃん、皆さんお元気で、子どもたちに負担がないということですね。英国を初め諸外国では支援制度が整いつつあるということですが、日本では社会的な認知度は低く、支援の手が差し伸べられにくく、介護は家族が担うものとの風潮があり、子どもは家族の介護で苦しんでいることを周囲に打ち明けられずにいるということもあるようです。

先ほども申し上げたように、子どもが悩んでいることや、変化を最も発見しやすいと思うのは学校現場だと思えます。ヤングケアラーと思われる子どもの状況を把握し、支援につなげていけるような取組、仕組みが必要と思えます。

子どもたちは今、知らない人に、いや、知らない人だからでしょうか、SNSを使い、ゲームをしたり悩み事を相談したりするようです。SNSで発信することは、電話や直接話をするより相談しやすいようです。SNSを使い、どんなことでも相談できるような取組をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの支援していく場でございますが、遅刻や不登校が続いたりするため、学校が最も発見しやすいということや、そうなれば、先ほど議員申されたとおり、要保護児童対策地域協議会で検討され、支援していく子どもとなります。協議会の事務局は、役場の健康こども課にあり、子ども家庭センターや保健所、民生・児童委員、警察、医師会、消防署や教育委員会、学校、役場の地域福祉課、高齢介護課、人権広報課等が関わって支援していくこととなります。

また、SNS等で相談できる体制はいかがかということでございますが、若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、いじめや様々な不安や悩みを持つ子どもが増加していることから、大阪府がLINE相談、LINEを活用した教育相談を行っております。本町のホームページや学校でも子どもたちに啓発は行っております。

また、府教育センターでは、学校での悩み等について、電話や電子メール、ファクシミリでも受付、支援を行っております。また、大阪府がLINEを使った児童虐待の窓口相談について、今年度、モデル事業を行い、2021年度から設置する方針を決定いたしました。本町でもホームページからご質問、ご意見等、自由にお受けできる状況は整っておりますので、ご利用していただけますように啓発してまいりたいと思えます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

よろしく願いいたします、未来を担う大切な子どもたちを地域でしっかりと守り、支えていけるような対策を今後もよろしく願いいたします。

以上で質問を終了します。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

少しお昼は回るとと思いますが、二家本議員の一般質問をやっていききたいと思います。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

5 番、日本共産党、二家本英生です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告書に沿って一般質問を行います。

まず1点目で、西区のふれあい公園についてです。さきの6月定例会が始まる直前に、担当部局より西区ふれあい公園の地主さんより土地の返還申出があり、契約により10月までに返還するので、遊具撤去等の補正予算が議案として上程する旨の連絡を受けました。大事な公園がなくなることを知り、まず地域住民へお知らせしました。公園がなくなるとは大変と、西区の公園を守る会という公園存続を求める会が立ち上がり、署名運動が始まりました。6月議会が始まるまでに1,000筆を超える署名が集まり、私は議会で一般質問を行い、公園の必要性を訴えました。しかし、採決の結果、遊具撤去等の工事費を含んだ補正予算が可決しました。

補正予算が可決となった以降、町の広報紙やホームページを確認してみると、西区の公園のことは一切掲載されていません。唯一議会から発行している議会だよりで、遊具撤去の補正予算が可決になったと伝えただけであります。6月議会の一般質問において地元住民への状況説明について、地主さんの心理的負担等を考えますと、事前に住民の方を集めて説明することはない、議決されれば住民の皆さんにホームページ、広報、あるいは回覧板等で報告するということでした。

住民からも、「公園はどうなるの」、「10月でなくなるの」といった不安な声も出ております。忠岡町より西区ふれあい公園の現状について報告は必要だと感じます。まず、この件で担当部長のほうから公園の現状について教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員ご質問の6月議会からこれまでの経緯でございますね、それと現状につきまして、議会の福祉文教常任委員会協議会及び全員協議会において説明のほうはさせていただいたところでございますが、西区のふれあい公園につきましては、当初6月議会で町のほうが苦渋の判断、決断をいたしまして、公園の遊具の撤去の予算を計上させていただき、議員の賛成多数で決定していただいて、それを進めていくべく準備をしていたところでございますが、その後、地主さんの方向転換によりまして、住宅会社に売却することを

取りやめ、光生会さんとの間で売買するという事に決定いたしました。土地の売買の仮契約を済ませられたところでございます。今現在、本契約の締結には至っていないとお聞きしております。それが今現在の状況でございます。

町といたしましては、光生会さんとの話の中で公園を残すことができる可能性が出てまいりましたので、所有権が移っていない現段階では公園用地として一部を買い戻す交渉が行えていない現状でございます。地主さんが方向転換したことによりまして、本町のほうで公園土地を取得する可能性が出てまいりましたので、その分について検討しておるといふ状況でございます。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ありがとうございます。現状については分かりました。ご答弁の中で、10月以降も、今のところではありますけど、公園として残るということを聞いて、一応一安心はしております。

それでは、この件について、先ほども担当部長のほうからも話はあったんですけども、町のホームページや広報紙などで公表という形で、住民の方への、先ほどもおっしゃられました不安とか、それを取り除くことが必要かと思えます。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

現在、住民さんに対しましては十分な説明ができない状況でございますので、公表を行える状況にないと考えております。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

現状の報告は先ほどしていただいたんですけども、住民のお知らせとなると、十分な情報がお知らせできないということで、そこまで至ってないということでご答弁いただきました。今後、状況が変わっていけば、できるだけ早く住民の皆様へ、広報紙なりホームページを使ってお知らせいただけるよう、そうすることで住民の方たちが安心できることもありますので、報告のほどよろしくお願いたします。

続きまして、その後、6月議会を終えた後も、公園存続の署名が集められました。今では4,561筆の署名が忠岡町に届けられています。そうした声に忠岡町も、先ほど説明

を頂いたとおり、公園存続に向けて懸命な努力をしていただき、地主さんと、先ほどもお名前が出たんですけど、光生会さんとの間で土地売買の仮契約をし、本契約を締結次第、事業者と忠岡町の間で公園の土地購入に向けての協議に入る旨を報告を受けました。公園を町で所有するための一步前進であり、評価したいと思います。

その署名を集めていただいている中で、特に子育て世代の方から、安心して子どもを遊ばせる公園が少ないという声を多数伺っております。忠岡町には100平米ちょっとの児童遊園は結構たくさんあるものの、子どもたちが走り回れるほどの大きな公園は数えるほどです。児童遊園としましては、西区の公園が町内で一番広く、大型複合遊具も設置されており、大変貴重な公園となっております。また、西区ふれあい公園は、忠岡小学校区のほぼ真ん中に位置してまして、どの地域の子どもたちも気軽に遊ぶことができます。保護者たちも、西区の公園なら大丈夫といった安心感があります。また、小さい幼児を連れたママたちの交流の場としても利用されています。ほかには、災害時の一時避難場所としても利用できます。

こうした住民の思いが詰まった西区の公園です。地域福祉の充実のため、町所有の財産として可能な限りの土地の購入に向けて、事業者と協議していただきたいと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

光生会さんにつきましては、こども園の隣であるこの土地取得を行い、福祉に関する事業を行っていただくということを想定されており、事業を行うに当たりましては駐車場も必要であり、ある程度の土地の確保は必要であると考えておられます。町は、譲っていただく立場となりますので、今後、所有権が移った後に協議を行っていく際には、用地面積の確保につきまして交渉してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほど、光生会のほうが事業を行うために、駐車場等々の敷地も必要ということで、この後、現地の事業者との交渉になるというお話でした。6月議会でも答弁の中でございましたが、忠岡町としては地主さんのほうから最初に返還の申入れがあったときには、忠岡町もいろいろ努力していただいて、段階的にか、半分半分とかで、年度を超えて公園の全ての土地の購入はできないものかというのでも検討していただいたと思います。

しかし、当時の地主さんの意向、状況ですね、そして忠岡町のそのときの財政状況も考えた上で購入を見送ったという経緯がございます。ただ、民間所有になる土地が多けれ

ば、また今回と同様なことが起きる心配もございます。同じことを繰り返さないために、そして住民福祉を維持させるためにも、町所有の割合を増やすべきだと思います。そのことも踏まえて、再度公園用地の土地の購入について前向きな考えで協議していただけないでしょうか。お答えをお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

用地面積の確保につきましては、町も公園用地は必要であるという認識の下、交渉はしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

交渉はこれからになると思いますので、ここで忠岡町としての住民福祉をどれだけ重くとっているかというのが判断できると思います。今のところは仮契約の段階なので、何も決まってないので、これからに向けてさらに努力をしていただきたいなと思います。

続いての質問に移ります。2番目の質問です。昨年に引き続きまして、避難所になる小・中学校の設備についてです。

近年、南海トラフ地震等の巨大地震や、地球規模での気候変動による豪雨や、スーパー台風と言われる自然災害の危険が年々高まっています。災害時に多くの人々が避難する施設の整備は急務であり、しかも今年に限っては、新型コロナウイルス感染症が世界的な流行となり、避難所における感染対策も必要となってきました。多くの人々が避難できる小・中学校の体育館の整備は必須であります。特に夏や冬などの気象条件が厳しいときの避難所生活は大変なストレスになります。

昨年も同様の質問をいたしました。今年にはそれに加えて新型コロナ感染症という脅威もあります。これからの忠岡町としての避難所の環境整備についてはどのようにお考えでしょうか。担当部長よりお願いします。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、災害時の避難所としての小・中学校の施設整備という件に関しまして、その必要性につきましては十分に認識を持っているところではあります。しかしながら、現在の小・中学校の施設につきましては、設置後、相当年数が経過しておりまして、老朽化が進んでいるというところがございます。現状の施設をそのまま、例えばエアコンを設置するとか、そういったことをした場合でも、非効率的な部分があるのかなというふうに考えておるところでございます。

実際、例えば体育館であれば、天井づりとかいう部分については、なかなか多分施設的に厳しい部分があると考えておりますので、そういった場合に例えば床に置くような形式になったりするかなというふうに思います。そういった場合は、当然授業時の体育活動であったり、クラブ活動にも支障を来すというふうに考えられております。

ただし、議員ご指摘のとおり、現状のコロナ禍におきます避難所としての在り方につきましては、やはり必要な設備であるというふうに考えております。今、申し上げた方策以外にいろんな方策があるというふうにも考えておりますので、その辺り近隣の市町村からの情報収集をしつつ、防災担当部局とも連携を図りながら、引き続き調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

昨年と同じような回答だったんですけども、今年はそれに加えてコロナということもありましたので、そのコロナについての対策を中心にしていただける、それも防災担当部局のほうと話し合っていて、どのようなことができるかというのを考えていただけるということで、今後の体育館の環境整備にはなっていくと思います。

最近、泉州地区においても小・中学校の体育館にLPガスによるエアコン導入を決定した自治体もあります。今後ますます需要が増えると思われれます。昨年も箕面市の導入事例を用いて説明させていただきましたが、今年も引き続き箕面市の例を挙げさせていただきたいと思います。

箕面市では現在、小学校12校、中学校6校、小中一貫校2校の20校全てに、体育館にエアコンを導入しています。体育館の建築年度は、古いもので1969年（昭和44年）から、新しいもので2011年（平成23年）と幅はありますが、そのうち17校が昭和40年代、50年代に建設された体育館です。

エアコン設置につきましても、体育館の梁を利用し、天井部分には送風機のみ設置し、空気を循環させることで効率を良くしています。また、気密性についても、断熱材は入れなくても十分問題がないとの回答を頂いております。実際、2018年の6月に大阪北部地震が発生した際に、体育館が避難場所となりました。その体育館に避難された方から、時期が6月でしたから暑いということはあるんですけども、そういった声がほとんどありませんでした。

その導入費用としましては、忠岡町内にある体育館の面積から換算した場合に、1校当たり約4,500万円、そのうち国の緊防債とかを利用して、あと70%の交付税措置が受けられますので、市の持ち出し分としましては1校当たり約1,350万程度とお伺い

しております。また、ランニングコストにつきましても、夏場には使用が集中するものの、20校合わせて年間約330万弱です。1校当たりになると16.5万円になります。

そのほか、箕面市の運用方法としまして、地域の団体が体育館を利用する際にエアコンを使う場合は、受益者負担として1時間1,500円から2,500円のプリペイドカードを購入してもらい、それを使用してもらうことでコスト軽減にもつながっております。

全ては、概算になりますが、これを忠岡町に置き換えると、3校の導入費用としまして約1億3,500万円、そのうち緊防債は今年で一応終わりという話は出てますけども、来年度以降も事業を延長すると仮定した場合、町の持ち出し分が約4,050万となります。ランニングコストにつきましても、年間約49.5万円となります。この条件ではかなり有利な条件で設置可能かとは思いますが。

先ほどもご答弁があったとおり、忠岡町としても災害時の避難場所としての小・中学校のエアコン設置は必要性を感じられていると答弁がございました。自然災害はいつ発生するか予測はできません。災害に備えるためにも、少しでも前進するようなご検討をしていただけないでしょうか。ご回答よろしく申し上げます。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今、ご指摘の部分も含めまして、改めて防災担当部局並びに財政担当部局とも連携を図りながら、引き続き調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

こういった、最近は熱中症とかもあるので、子どもたちが熱中症にかからないように、また特に避難所での避難生活も、やはり熱中症で倒れる方も二次災害として多いということなので、先ほども今後調査研究していただくということなので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、体育館におけるトイレの整備の件です。災害に見舞われた場合に、避難所である体育館には多数の人が避難してきます。避難所生活での困り事としてトイレと答える方が非常に多いです。また、避難される方の中には、健常者ばかりではなく、車椅子など障がいを持った方も避難する可能性が大いにあります。そのためには、多目的トイレを含めた整備も必要となってきます。この点についてはいかががお考えでしょうか。



議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、災害時の避難所として小・中学校の体育館に対して多目的トイレという部分については、必要性につきましては当然認識を持っているところではあります。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、体育館につきましては相当年数老朽化しているという部分と、スペース的な部分を考えますと、現状の体育館に多目的トイレを設置するという部分については、なかなか難しいのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの空調のエアコンも同じでございますが、体育館の老朽化とかスペースの問題もありますので、現状では整備が難しいとのことでした。例えば、そういう方がトイレに行かれる場合というのは、今現状ではどちらを使用する予定になっておりますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

実際、今の時点で大規模災害等が起きたときに、学校の体育館を避難所とする場合については、校舎内にございますトイレを活用していただくというふうな形になろうかというふうに考えております。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

現状は校舎内のトイレということでしたので、校舎内のトイレの整備も、洋式化もかなり進んでいると思うんですけども、もう少し多目的なトイレも増やしていただいて、仮にそういう災害に遭った場合の対応をいち早く準備していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思いますが、最後に町長に一言。4期16年間、財政厳しい中ではございましたが、何とか忠岡町をここまで16年間引っ張っていただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。

議長（杉原 健士議員）

以上で、二家本議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（「午後0時02分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、16年間、町政運営に当たってこられた和田町長が勇退されるということですので、大変名残惜しくということでは思っております。

16年前、忠岡町は財政の健全化団体になると、転落するというところで、もう合併しかないというところのそういった状況から、忠岡町を守りたい忠岡の町民の声を受けて住民運動に取り組み、そして住民投票され、圧倒的多数の方の合併しないという結果を得て、そして町長に就任されてというところで、その当時から一緒におりました私としては、本当に感慨深いものがあります。

その財政運営が本当に大変であったという苦しみは、当時、経験しておる者にとってはほんとに大変だったと。町長自ら給与の30%カット、そして退職手当を受け取らない、4年に一度受け取れるはずのその分も返上し、そして歴代教育長も給与のカットということや、部長さん、課長さんの役職手当のカット、職員の給与カット、様々な職員さんの努力と、そして町民の方にはご苦勞をお願いしてということで、町長さんも様々な公共料金に手をつけなくなかった、そういったところや、制度についても、まして町民と職員、そして議会で乗り越えてきたという、そういった16年間であったと。

その中で、三大事業である小学校、中学校の耐震化工事、そしてクリーンセンターの建て替え、そして塩漬けの土地の、開発協会の土地の処理という、そこに併せて忠岡病院の閉院という大変残念なことではありましたが、そういった処理もしてきたということで、忠岡町を守ってきたと。現在、こうやって忠岡町議会が開けているというのは、やはり町長初め住民の運動があったからではないかというふうに思って、この16年間というものを振り返って見たわけでありませう。

そして、町長はもう最後に西区の公園を、それを返却するという方針を転換して、住民の声、住民の4,500筆のそういった声を聞いて買い戻すという、そういった方針転換

を最後されて、そして買い戻す方向で今後行政が動いていくという、そういった住民と共に歩んできた、住民の声を聞いてきた、住民本意の町政であったのではないかとこのころは、やはり感じているところでもあります。

大変な中を走り抜けてこられたということで、本当にお疲れさまでしたというふうに申し上げて、私も引き続きこういった町長さんたちが頑張ってくられた後を引き継いで、また町政に関わっていきたいというふうに思っております。お疲れさまでした。

では、1つ目の質問に入っていきたいと思えます。国保料減免制度のコロナ減免についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの影響で収入が3割以上大きく減った、また減る見込みの世帯に、国の全額財政措置による減免制度が実施をされました。本町でも6月議会で条例改正し、今年の2月に遡って国の減免基準どおりに本町でも実施がされています。減免の申請は、8月末現在ですが、令和元年度の分が約40件、令和2年度の分が約50件、申請が出されています。

減免対象は、コロナの影響で主たる生計維持者の収入が前年より3割以上減少見込みで、前年の合計所得が1,000万円以下、減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下という条件であります。減免割合は、主たる生計維持者の前年の合計所得が300万円以下の場合は保険料が全額免除となり、400万円以下では80%減免され、以下ずっとありまして、1,000万円以下でも20%減免されるという、コロナの影響で収入が減って大変なときに、高い国保料が安くなるというのは、あるいはゼロになるということは、とても喜ばれているところでもあります。

しかし、この制度から漏れてしまう、対象外になる世帯があることが分かりました。国保に加入している人が世帯の主たる生計維持者でなければ、3割以上減収していても、条件に当てはまっても減免されないと、対象外になってしまうのです。例えば、夫がサラリーマンで健康保険に入っていて、妻がお店をやっている事業収入で国保加入の場合、国保料は妻の事業収入で計算されていますが、コロナの影響で妻の事業収入が3割以上減っても、主たる生計維持者の夫が減収になっていなければ、コロナ減免の対象にはならないということになります。夫に高い保険料を払ってもらおうということになるわけです。

また、別のケースで前年の所得がゼロの世帯、法定軽減の7割軽減がかかっている世帯の場合ですと、前年所得1,000万円以下なんですけど、前年所得がゼロというのは対象外にされています。法定軽減で、7割軽減で安い保険料になっているからと言われますが、逆転現象がここで起きています。

主たる生計維持者の前年の所得が300万円以下、300万円の場合、保険料は全額免除でゼロになるのに対し、前年所得がゼロの方は、2人世帯ですと、大体月4,800円の国保料を減免にならず納めることになるというのではないのでしょうか。こういったケースが実際にあり得るのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。担当部長さん、

よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料の減免措置につきましては、先ほどの議員の申されたことと一部かぶる部分がございますが、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方は保険料を全額減免、主たる生計維持者の収入が前年と比べ10分の3以上減少している場合で、前年の所得区分により5段階の減免となり、300万円以下の場合は全額減免となり、令和2年度の保険料が0円となります。また、令和2年の2月、3月分の保険料も同様の取扱いとなります。400万円以下の場合は80%減免、500万円以下は60%減免、750万円以下は40%減免、1,000万円以下は20%減免となり、前年度の所得が1,000万円以下であることが該当条件の1つとなってまいります。

また、議員も申されたとおり、所得の少ない世帯につきましては、従前より政令軽減の施策があり、所得がゼロの場合、所得割は課されず、均等割、平等割、おのおの2割軽減、5割軽減、最大で7割軽減が適用され、該当する場合は毎年適用されているところでございます。

議員仰せの主たる生計維持者でない場合、事業収入が3割減少する場合でもコロナ減免には該当はなりません、通常の所得減免の対応をさせていただきます。また、本町の今現在の状況でございますが、コロナで収入が減ったと窓口でお申し出いただき、コロナ減免に至っていない方は10名おられますが、そのうち所得ゼロの方は3名、3割減少していない方が5名、通常の所得減免で対応した方が2名という現状でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

そういう逆転現象が起きるといことはお認めになっていらっしゃるということで、こうしたコロナで、所得がゼロであっても収入はあるわけです。その収入が大きく減るという場合もあるわけです、コロナで。でも、対象にならないということの問題にしているということでもあります。こうしたコロナで収入が3割以上減っても対象外になる制度の網からこぼれてしまう低所得の方々ですね、こういった人たちが助けてもらえないという、そのところを忠岡町で独自で減免対象にするお考えはないでしょうか。

時間がないので続けて言いますが、大変お気の毒なこの方々に、忠岡町は国保の基金です、令和元年度決算が打たれて、繰越しとか、基金に積む分が補正予算で出てきて

いますが、合計しますと約4,000万円、基金がたまっているという状態になるのに、忠岡町はこういった方々に対して減免に使えないような条例にしていちゃいますけれども、国のコロナ交付金というものを使ったりとか、やはりコロナで困っているという方々、本当に大変な方々を救済しないというのは、やはり公平なところであるのかというところであります。

ですから、国が決めたこのコロナ減免の基準であります、そこで起きた矛盾を国の責任で解決すべきだというふうには思っております。しかし、それが今すぐ対応できないということであれば、コロナ交付金を使って減免するということもできるのではないのでしょうか。ということで、交付金を使ってコロナ減免から漏れる、こういった所得ゼロの方々に対して、町独自で減免するお考えはないのでしょうか。担当部長さんよりお答えをお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

コロナの状況につきましては、私どもも大変住民さんが困っていちゃるということは目の当たりにしているところでございます。お困りの方は、できるだけ現制度の中でお救いしたいというふうには感じておりますが、まず議員おっしゃられた地方創生の臨時交付金でございますが、こちらは広く住民に行き渡る施策に活用するよということで優先されており、国が示しておりますQ&Aの中には、一般財源の歳入の減収補填については、事業の実施に要する経費、費用に対して充当するものであるという交付金の性質にはなじまないという判断をされており、こちらの交付金の財源のほうは、使っては対応できないという状況でございます。

また、町独自で基金等の財源を使って対応できないかということでございますが、基金につきましても、議員も仰せられたように、保健事業等、あるいは府へ納めます事業納付金等の不足が生じた場合に使えるという形の基金となっておりますので、今回のコロナの分に関しましては対応できないというところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免措置はあくまで緊急措置でございます。当該減免措置に該当しなかった場合は、既存のできる減免措置で適用できるものは適用し、納付相談等もしております。このようなことから、本町は国基準どおりといたしたく存じますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

## 6 番（是枝 綾子議員）

既存の減免制度はありますけれども、それは所得割を減免するという減免条項ですよ。減免ですね。所得がゼロの人は所得割がかかってないから、既存のその制度は使えないので、やっぱりどこからも助けてもらえない方だと。片や前年度300万円所得がある方が3割減りましたと言ったら全額ゼロになるのに、所得が去年、収入が100万とか少ない金額で所得がゼロだった方が、月に四、五千円かかっている分は払えという、何か本当にね、これはコロナで苦しんでいるのはみんな苦しんでいるのに、その人たちを助けないというのはどうなのかというところでもありますので、やはり緊急に忠岡町独自でこういったケースの方々を救済するということは、緊急にやっぱりやっていただきたいと思えます。ということで、ぜひそれは求めておきたいと思えます。

答弁はしないということでもありますので、引き続きこれは決算委員会でも、お金は余っているんですから、4,000万円もね。だけど、使えないということにしている。忠岡町からの一般会計から入れないという、こういうことですので、そういった努力を引き続き求めていきたいと思えます。

次に、少人数学級についてお聞きいたします。3か月間もの一斉休校が終わり、6月から学校が再開しました。子どもたちは、3か月もの休校によるダメージを受けております。ストレスと学びの遅れ、学力の格差拡大などに応えるケアのできる学級の人数が必要ではないかと思えます。コロナ禍においては、少人数学級は感染症対策という点だけではなく、そうしたケアという点から町独自で少人数学級の実施も求められているということについて質問させていただきます。

まず、感染症対策という点ですが、政府の新型コロナの専門家会議では、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空けることを求めていました。文部科学省の学校の新しい生活様式での図を見ますと、8.3メートル四方の教室に40人座ると、隣の子どもとの、人と人との間隔は105センチ、前の子どもとは85センチ、斜め前では135センチの間隔であります。で、これは子どもの頭同士というか、子どもの体の距離であって、そこに机が、JIS規格の45センチ掛ける60センチの机がはまりますと、その机の間を見ますと、ほんとに間が空いてないんです。

忠岡小学校の38人の教室をちょっと拝見しましたら、机と机の間、通路というんですかね、狭いところでは20センチで、広いところでは40センチとか60センチ、先生が通るところですね。ということで、20センチのところは隣の子どもとの間はどうかと思うようなところでもあります。

先ほどの学校の新しい生活様式というところの1クラス20人の例では、隣の子どもとは210センチ、前の子どもとは190センチ、斜め前の子どもとは135センチと、20人でしたら十分なスペースが取れているという、そういう図になっております。政府は、新しい生活様式として、スーパーのレジでも距離を取るようというふうにしている

のに、学校の教室だけ関係なくコロナ前と同じでは、ちょっと説明がつかないのではないかというふうにも思います。また、1日のうち長時間授業で座る場所は、身体的距離を保障しないとイケないのではないかと思います。

もう1つの点は、長期間の一斉休校が子どもたちに大変ダメージを与えていると。うなずいていらっしゃる、本当に。一人一人に寄り添ったケアが必要だと思います。一斉休校中、子どもたちは自宅での学習になりました。家族やオンラインの塾で充実した子どももおれば、一方、家族関係が悪化した子どもは、一日中ゲームで学習がおろそかになったという子どももいると思います。

朝日新聞のアンケートでは、年収400万円以下の子育て世代の7割が減収になったとあります。家庭が経済的に大変になった場合は、子どもにも何らかのやっばり影響が及んでいるのではないかと思います。親だけで学習と生活を見るとなると、どうしても子どもを思い通りに動かそうと管理してしまうことから、子どもが不安や寂しさを表現しているのに、勝手なことを言ってというふうについつい否定してしまうと。親もストレスを感じ、子どもにもそれが目に見えないストレスという形で蓄積されていくという感じです。

そして、6月に入って学校が再開され、子どもたちは友達に会えた大変喜んでいましたが、分散登校の間はまだ良かったのですが、しばらくすると元に戻って、3か月の休校のこれまでの遅れを取り戻すために勉強が進められているんですが、先生方も文部科学省の通知というんでしょうかね、内容を精選して、大変授業を苦勞されて進めていらっしゃると思います。

学校では、感染防止のため手洗いやマスク、3密を避けるたくさんのルールが加わりました。子どもの発達には密が必要なのですが、みんなで集まって語り合っ、大声で笑って呼びかけて、手をつないだり肩を組んだり、そういった密が必要なんですが、マスクの着用、休み時間の友達に直に接触禁止とか、給食も全員前を向いて静かに食べるなど、先生もどこまでしたらいいんだろうという、大変苦勞されていると思います。

で、国立成育医療研究センターが6月15日から7月26日に行った「コロナ×こどもアンケート第2回調査報告書」を公表しましたが、72%の子どもに何らかのストレス反応があるというふうに出ています。眠れない、マスクが嫌だ、目標がない、お家の人がすぐ怒る、コロナのことを考えると心が悲しくなるといった声が寄せられています。

専門家の方は、子どもは一見コロナ禍でも適応しているように見えても、ストレスが加わっていて、ストレスを自覚していないことも多いため、気持ちを表に出させることも大切なケアになる。つらいということを自由に表現できる場をつくり、きちんと受け止めることが重要だと述べておられます。

コロナ禍のこういときだからこそ、子どもたちには子どもの権利条約にあるような4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、その中でも意見表明権というものもありますので、そういったものが十分に保障されなければいけないのではな

いかと思います。

こういった子ども一人一人に寄り添った手厚い教育が必要ではないかと思います。そのためにも少人数学級の実施が必要ではないでしょうか。

5月22日に日本教育会議が、9月入学よりも今本当に必要な取組を、より質の高い教育を目指す改革へという提言を出され、教員増員による少人数学級について提言を出され、私たち日本共産党も6月2日、「子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するために学校再開に当たっての緊急提言」を發表し、20人程度の少人数学級にして、教員10万人増など教育条件の抜本的整備、子どもの実態から出発する柔軟な教育を行うことなどを政府に求めました。

そして、6月10日には、我が党の志位和夫委員長の質問に安倍首相の答弁で、「心に寄り添いながらサポートすることが求められている」と答弁もされ、そして7月には全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体も提言を政府に出されて、少人数編制を可能とする教員の確保などを要請されました。全国の小・中・高・特別支援学校の4つの校長会も、文部科学大臣に要望されています。それで、7月8日の経済財政運営と改革の基本方針と言われる「骨太方針2020」に、少人数によるきめ細やかな指導体制という言葉が初めて盛り込まれました。これは少人数学級とは言っていないですが、画期的なことだということでもあります。

子ども一人一人の成長を支えるには少人数学級が優れていることは、誰が見ても明らかであります。少人数学級を国のほうでも考えられるようになってきております。ですが、町でも独自に実施するというのもぜひ検討していただきたいと思いますが、そこで教育長に1つお尋ねいたしますが、町独自でも少人数学級を実施する、コロナ禍において、心のケアという点からも実施するお考えはございませんでしょうか、ご答弁お願いいたします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お申出の少人数学級編制、これはあくまでも、これはこれまでもたびたびお答えはさせていただいてるんですが、本町の財政状況等を勘案しますと、非常に負担が大きいと。で、現状でも子ども少人数学級ができるような工夫を平成28年度でしたか、実施、導入を始めまして、現状、東忠岡小学校の3年生で導入しているところです。ただ、定数という考えで全体を少人数学級にするには莫大な金がかかります。例えば、20人程度とおっしゃってますが、20人定数の少人数学級を町単費でやった場合、28学級の増が見込まれます。これを人件費に換算しますと、例えば大卒の職員でこの28名を雇



用するとなるならば1億1,000万円、35歳の中堅教員を雇用するとなると1億7,400万円の経常経費がかかるというところでございます。

併せて、少人数学級にするということは、8掛ける8の64平米の学級を増やすということで、28学級が増えるということで、現状の空き教室の状況を勘案しますと、到底そこまでは行き届かないと。

仮に国・府が現在進めている35人定数、これで当てはめますと、本町の場合、小・中合わせて4学級の増となります。これも先ほどと同じように大卒の職員を、漠とした人件費ですけども、4名を雇用する場合はおよそ1,600万円、これが中堅の教員でありますと2,500万円の経常経費がかかると。このような状況でありますと、非常にやはり町への財政負担が大きいと、これは経常経費ですので、というふうな実態がございます。

このように考えますと、これまでも進めてきたように、私どもも入っております町村の教育長会等を通じて、力強く府また国のほうへ、この40人定数の定数を下げてくれというふうに私どもも申し上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本来は国や府のほうで措置すべき、対応すべき問題であろうかと思えます。町独自でもできるところはやっていたらということもありますが、国・府に向けての運動をさらに、これだけ機運が高まってきているというところもありますので、ぜひ教育長さんのほうからも国・府に向けて少人数学級を力強く言っていただきたいというふうに思います。一日も早く実現できるようにご努力いただきたいと思えます。

最後、すみません、3つ目が災害時における発達障がいの方の児童への福祉避難所の確保についてということであります。大規模災害のたびに、発達障がいのある人たちが避難所で生活できず、行き場を失って車中泊をするなど問題が起きています。じっとすることが苦手で配給の列に並べず、食料が手に入らなかった。ふだん通う中学校の体育館が避難所だったのに、臭いが気になって入れず、校庭で車中泊をした。エアコンや雨の音、人の声などが全部混じって耐えられなくなるなど、外見からは障がい分かりにくく、感覚過敏などの特性によるパニックなどが周囲から理解されないということが報道されています。

災害時の福祉避難所は、本町でも役場2階の保健センターや、福祉施設、町内の15の事業所と協定で確保されているということであります。しかし、今、コロナ感染症の対策ということが出てきましたので、こういった配慮の必要な方々の福祉避難所も手狭になっ

てきているのではないかということであります。まず、利用可能な施設について確保がほんとに十分にできている状態であるのか、そして発達障がいの方も含めた福祉避難所の確保についてはどのようにお考えでしょうか。担当部長さんよりお答えをお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

福祉避難所につきましては、発達障がいの方や高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など避難所での生活において特別な配慮を必要とする方が滞在する避難所となっております。災害発生時、指定避難所へ避難された方の中で配慮を必要とする方がおられる場合、身体状態や介護などの状況を考慮して、福祉避難所への避難対象者を決定いたします。

福祉避難所の開設に当たっては、本町では町内の事業所のご理解、ご協力を頂き、現時点で15の事業所との間に災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定を締結しております。しかしながら、災害発生時において何名の受入れが可能であるかについては、その時点の施設の状況にもよるため具体的な人数は把握できませんが、できる限りの対応をお願いしたいと考えています。

また、本町保健センターも福祉避難所と位置づけておりますが、支援が必要な方全ての受入れは物理的にも難しいところでもありますので、先ほどの町内の15事業所と連携を取り合いながら、支援が必要な方の避難場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

一言だけ。

6番（是枝 綾子議員）

福祉避難所のほう、随分以前に質問させていただいて、すぐに対応していただいて、確保していただくということをしていただきましたので、また災害時の発達障がいの方、今度そういった方々についての避難所についても検討いただきますよう求めて、一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず最初に、介護保険についてであります。新型コロナウイルス感染拡大は、今なお終息のめども立っておりません。4月7日の緊急事態宣言が出された後も、一定の効果があつたとして宣言が解除されましたが、今なお感染第2波という不安な状況が続いております。

そのような中、経済はリーマンショック以上に落ち込んで、人々のなりわいも大変なことになっています。自営業の方、特に飲食業を営んでいる方は、もうやっていけないと店を畳む人、非正規雇用で雇い止めになって収入がなくなって、この先どうしたらいいのか、国の制度であらゆる支援金制度や無利子の貸付はあっても、今までと同様の生活はできておりません。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症の影響で、国保料や介護保険料についても減免制度ができたところでもあります。本町でも、どのような方が対象で、何人申請に来られ、そのうち対象になられた方の人数をお教えてください。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

国の、今、議員仰せられました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対しまして、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うこととされたことを踏まえ、介護保険も同様に減免を行うこととなり、対象者は新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、かつ事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万以下であること、そういうことに該当する第1号被保険者になります。

国の減免の算定では、減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得金額が0円の場合や、令和元年度中の所得金額が0円の場合は、減免対象となりません。減免につきましては財源も必要なことから国の方針に沿ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それと、ご質問いただきました減免の申請の人数と、現在対象になられている人数なんですけれども、現在、減免の申請が通ってらっしゃる方が7名いらっしゃいます。それと、5名の方がお申込みいただきましたが、減少幅が30%以上になっていないというところで、現在保留させていただいております。今年の動向、所得の減り具合の様子を見な

がら、また対象になれば、コロナの減免の対応にさせていただきたいと思えますし、もしそれ以上の減少がないということであれば、コロナの減免対象には当たってこないということになりますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今、ご報告ありました。減免制度の対象となったのが、申請でわずか7件、7名だったということでありまして、たったそれだけの数でありまして、あと5名の方が30%以上の収入減になっていないということで、保留ということでありまして、非常に厳しいハードルの高いこの減免制度であるということが分かります。それが今ご報告ありましたように、1桁の件数ということで見えているというふうに思います。

事業収入等の減少が前の年より10分の3以上でないと対象でないと。しかも、さきの是枝議員の質問でも、国保料と同様で、所得のない人は対象でないとということに非常に矛盾があるということでありまして、ここの部分が大問題であります。収入だけ見ても10分の3以上でなくて、10分の2減っても生活は大変です。生活実態を見て、少しのラインでぎりぎり対象にならなかった方に対して、町独自の減免が必要ではないでしょうか。

後ほど審議されます介護保険の補正予算、上程されております。介護給付費準備基金1,145万7,000円を積み立てるという説明が、さきの全員協議会でもありました。来年4月からは第8期の介護保険がスタートいたします。総額で幾らの積立金になるのでしょうか。町独自の減免をする必要があることと併せて答弁をお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

積立金でございますが、最終で5,600万円の金額が基金として残ることとなります。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

すみません、部長、あと町独自の減免をする必要があるかどうかというところを。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

町独自の減免につきましては、その今、積み立てました基金につきましては、次の第8期の保険料を計算するとき財源として使っていくものでございまして、今回のコロナの分に関しましては、その分には使っていくことはできませんので、町独自での減免ということにつきましては、現在のところ考えておりませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

基金の積立が約5,600万円あるということであります。介護給付費準備金は、市町村が高齢者から集めた介護保険料をため込んだものであります。第7期も終わりに近づいておりますけれども、この約2年とちょっと前ですね、第7期の保険料設定があったときに、基準額が何と24.1%、非常に高い値上げがあったということで、これに反しまして、見込みほど介護給付費の伸びがなかったということが分かりました。

コロナの影響で減免対象はわずか7件、非常に厳しい条件であります。また、この7件と、あと保留ですね、減免した分は国から財源措置がされるということで、忠岡町は何らお金も出さないわけであります。なので、この基金積立金、約5,600万円あるということではありますが、対象から外れる方ですね、そういった方について減免制度の拡充をされるべきだというふうに思います。この準備基金を使ってですね。この点についてはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどと同じ答弁にはなるのでございますが、この基金につきましては、次の計画を策定したときの保険料の財源としてまいりたいと思いますので、現在はこの基金を使って町独自での減免につきましてはする予定はございませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

非常に残念なお答えでありますけれども、コロナ禍の中でぎりぎりの収入で生活をして

いる方にとっては、たとえ1割減っても、通常が大変ぎりぎりで生活していらっしゃると思いますので、1割減っても大きな影響が出ます。そのような方に対しまして、何の手だても、救いの手も差し伸べないというのは、あまりにも冷たいというふうに私は思います。ぜひこれは検討していただきたいというふうに指摘をさせていただきます。

続きまして、介護保険の2番のところの質問であります。次に、改悪され続けた介護保険制度で、認定が落とされて生活を維持するのが大変な高齢者の実態をつかんで、重度化させないために必要なサービスを供給されるべきではないかというふうに考えております。そのことについてお聞きしたいと思います。

2014年、介護保険法改定によって、要支援1、2の人に対するサービスのうち、ホームヘルプとデイサービスは介護保険給付から外されて、市町村の行う地域支援事業に移されました。本町でも2017年4月から本格的にスタートされました。他の自治体では、その結果、すさまじいサービスからの卒業が強制的に行われ、それまでデイサービスやホームヘルプを利用していた要支援1、2の人が片っ端から緩和側サービスへ移されたり、卒業、つまりサービス終了の扱いをされてきているところでもあります。

しかし、大半の市町村が、総合事業移行後も現行相当サービスの利用が可能であって、本町もそのようにされているところではありますが、例を挙げれば、大東市は数%しか現行相当サービスの継続ができないということで、2割以上が介護保険からの卒業の名の下でサービスを打ち切られているという、ひどい実態も言われております。

そこで、本町では、要介護1であった方で、更新後の認定で要支援に下げられた方は何人いらっしゃいますでしょうか。また、現行相当サービスで利用されている方は何人おられますでしょうか、お答えください。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員ご質問の介護1から要支援に移られた方につきましては、要支援2が13名、要支援1が4名ということで、17名ということでございます。

次、現行相当サービスでご利用されている方につきましては、訪問型サービスにつきましては127名、通所型サービスにつきましては87名、このうち両方を利用されている方が33名ということでございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

要介護認定審査会の認定において下がった方ですね、要支援に下がった方が、1と2を

合わせて17名ということであります。

そこで、要介護認定審査会において認定区分を決める基準ですね。この基準を決める資料を頂いておりますが、要支援2、要介護1の振り分け方ではありますが、おおむね6か月以内に心身の状態が悪化して、介護の手間が増大することによる要介護度の再検討の必要があるかどうか。つまり、要介護でホームヘルプやデイサービスを使って何とか現状を維持している利用者は要支援に落とされてしまうと、こういった基準になっているわけでありませう。

心身の状態が悪化してないと認定が出ない。要介護1の認定を受けたときと同じ状態なら、今までの認定が出ないということですね。要支援に下がってしまうということです。ほんとこの振り分けについては全く利用者の立場に立っていないと、ひどい基準であるというふうに考えます。実際に要介護1でデイサービスの回数が減って、時間も短縮されて、家に籠もりっ切り、そういった状態で悪化した方もいらっしゃいます。

このように、要介護1から要支援に落とされて、生活を維持するのが大変な高齢者について、必要なサービスを使えるようにして状態を悪化させない、そのためにも町として支援が必要ではありませんでしょうか。そのことについてお答え願いたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切にケアマネジメントしてまいりますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

必要なサービスを維持すると言われておられるわけなんですけれども、実際、先ほどお聞きしましたところ、要介護から要支援に落とされた方が17名、もちろん状態が本当に良くなって介護度が支援になったというのであれば、それはそれで本人さんにとってもいいことではありますけれども、同じ状態が続いて悪化してないということ、おおむね6か月間悪化してなかったら、もう下げられてしまうと、そういった状況であると、それは非常に問題ではないかというふうに思います。

介護サービスが今までどおり利用できなくなった方に、例えば社協が窓口になっている

ボランティアでという方法もあるのかもわかりませんが、それは決していい方法ではないかというふうに思います。一番の改善策は、実態をよく見て、心身を悪化させないためにも、ペーパーに書かれました基準だけではなくて、必要なサービスを取り上げることはしない。現状を見て、利用者がちゃんと必要なサービスを受けて生活ができるように、町としての責任を持った対応をしていただきたいというふうに思います。

特に今、コロナ禍で非常に皆さん不安であります。そういったことで、高齢者の方は家から出ないと。また、人との接触も減っているというふうに思います。また、現在入院されている高齢者の方は、非常に気の毒で、家族の方が面会に行けないと。洗濯物なんかも、ご存じのとおり詰め所に預けるということで、家族とも全く顔を見てない、1月近く見てないと、そういった方も数名お聞きしております。そういったことで、入院されている方も精神的な不安によって悪化するということもあるのではないのでしょうか。

また、入院してなくても、一生懸命ご高齢のご夫婦で何とか支え合って生活してこられた方が、お父ちゃんのほうが入院してお母さんだけになって、非常に1人になったことで大変な思いをされていると。何とかお父さんに助けてもらったから買物も行けたけど、それもできないとって、家に籠もっていらっしゃると、そういった実情もあります。

そういったことで、住民の顔を直接見られる忠岡町ですので、誰一人取りこぼすことのないようにすることが忠岡町の責任ではないかというふうに思います。ですので、先ほど来、何遍も言うていますがけれども、認定が下がって本当に必要なサービスが受けられないといったことのないように、そこら辺はちゃんと住民の状態を見て、実態に合わせたサービスを提供していただきたいというふうに思います。最後にご答弁お願いしたいと思いません。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

住民の皆様にとりましては、必要な介護サービスにつきましては、ケアマネの方と十分ご相談の上、また本町のほうに認定のほうを出していただき、本町のほうで必要な方に必要なサービスが届くようにケアマネジメントしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

よろしく申し上げます。続きまして、最後の質問であります。

災害時の避難所についてであります。今年も熊本県を初め各地で水害がありました。昨



年は台風19号、2018年は西日本豪雨、2017年は九州北部豪雨、50年に一度といった、これまでの経験知とはレベルが違う雨の降り方になっております。まさしく地球温暖化の影響であるということは専門家からも言われています。

この間の水害をもたらしたのは、雨雲が同じ場所に連続して発生する線状降水帯によるもので、この線状降水帯による豪雨でどこに被害が出るか、雨量がどれくらいになるのか、まだ予測し切れないようであります。

本町は、高月北、高月南、北出、馬瀬には牛滝川、西に下がりますと、忠岡東3丁目、そして忠岡北1丁目は大津川に沿って住宅が建っております。その地域で住んでおられる住民は、大雨が続くと、川の越水や氾濫の不安を常に考えて、不安な日々を過ごしておられます。私も高月北に住んでいますから、大雨が降るたびに、どんな経路で、どこへ避難すればよいのか、いつも考えるところであります。

8月3日に忠岡町都市計画マスタープラン及び忠岡町立地適正化計画策定委員会の第3回の委員会が開かれました。委員には、学識経験者、住民委員、町職員、そして町議会議員5人がメンバーであります。私もその1人として委員会に入っております。国土交通省の資料によりますと、改正都市再生特別措置法において、安全なコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画において防災対策、安全確保を定める防災指針を作成することが位置づけられたと書かれております。

そこで、委員会で頂いた資料で、大津川に沿った地域の一部において、最大浸水想定における3メートル以上の水深を基に、避難所圏域などと合わせて災害リスクを検討して、居住を誘導しない区域として整理。これにつきましてはさきの質問で、現在住んでおられる方もこういった言葉を使うと不安でありますし、委員会の中でも委員さんからそういった意見もありましたので、一般居住区域ですか、そういった文言にちょっと検討するというご答弁もございました。しかしながら、ちょっと私の質問では、居住を誘導しない区域として整理ということで質問させていただきます。

線引きは、避難所から500メートル外れる区域だと、そういった説明がございました。示された地図では、高月北2丁目、忠岡東3丁目、忠岡北1丁目がその地域になっております。しかしながら、人が住んでおります。そして、もう1つが避難所から500メートル離れていると。これについては非常に問題であると認識されているのであれば、新たに避難所を造るべきではないかというふうに私は考えております。このことについてご答弁をお願いしたいと思います。公室長ですね。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、災害発生時における指定避難所として7か所を定めており、災害の規模や避難者数に応じて順次開設をしていくこととしております。

平成27年の水防法の改正により、想定最大規模の降雨時における浸水想定区域図が公表されまして、忠岡北、忠岡東、高月北の地域では、3メートルを超える浸水が想定されております。また、同地域では、最寄りの避難所から500メートル以上離れていることから、立地適正化計画素案におきましては、居住誘導区域から外れる決定がされたところでございます。

議員ご質問の中で、500メートル以内に避難所がないのは問題であり、避難所を造るべきとご指摘いただいておりますが、避難所の設置に当たっては何キロメートル以内に設置が必要というような規定はなく、また本町では全域が市街化区域であり、既に多くの土地で開発が完了しており、新たな避難所の設置は困難と考えております。

以上のことを踏まえ、同地域につきましては早めの避難を初め、災害リスクや災害発生時の行動、例えば垂直避難の有効性などについて啓発等を行い、住民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

この計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望しているということでございますが、現在今、そこで生活している人が大勢いて、近年、予想もつかない大雨が降る。例えば、東3丁目でしたら、川沿いの一時避難所は危険でありますから、指定避難所、それはこのシビックセンターでありますね、しかございません。立地適正化計画で示している500メートルというのは、先ほど公室長からのご答弁で、避難所というのは何キロメートル以内の規定はないということでございますけど、やはりこの立地適正化計画で示している500メートルですね。500メートル以内とは申しません。しかしながら、500メートルであっても私の足で10分弱でしょうか。しかし、それが高齢者や障がい者であれば、その倍、いや3倍、4倍かかってくるというふうに思うんです。

なので、役場より近い避難所、例えば東2丁目の町営住宅、大分と空き家が目立っております。ここを何らかの形で整備、活用できないのか。例えば、1階部分を広く取って、避難所に広く取りまして、2階部分からは、忠岡町には仮設住宅もございませんし、ホテルもないということで、災害が起きたときのために仮設住宅を2階部分から造ると、そういった計画が必要ではないかというふうに思います。

また、高月北に関しましては、川が増水したら高月南のコミュセンには行けません。ということで、防災ガイドマップでは、和泉市の避難所、和気小学校、郷荘中学というように書かれているんですが、とても行ける距離ではないということで、この問題もずっと高月北に関しては抱えているところです。

そこで、ちょっと時間もありませんので省きますけれども、高月北に関しましては、自治会でもよくそういう話が出るわけなんですけど、大雨警報が発令されれば、町内でもいち早く高月北の場合は集会所を開けて、役員さんが待機していただいているということで、大雨が降ったときには数名の高齢者の方が集会所に来られて、2階へ避難してもらっているという現状であります。幸いなことに、この間、大事には至ってありませんが、最悪な事態になれば、とても収容できないということでもあります。

そしてもう1つ、紀州街道にかかっています楯並橋、この付近はハザードマップでは家屋流出の危険というふうにされています。恐ろしいことです。本町では、地域防災計画が今策定されるということではありますが、今申しましたように町営住宅の空き地を整備されての活用、また避難経路も曖昧になっている高月北や、この家屋流出の危険と書かれた忠岡北の地域ですね。これをどうされるのか、放置したままでいいのかということでもあります。この点について、再度ご答弁をお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、全域が市街化区域となっておりますので、新たな避難所というのはかなり難しいと考えております。同地域につきましては、早めの避難を初め災害リスクや災害発生時の行動、例えば垂直避難の有効性などについて啓発等を行ってまいりたいと考えています。

町営住宅につきましては、用途廃止をする必要もございますので、今後全体的なまちづくりを考えていく上で検討してまいりたいと思います。ただ、災害により緊急的に必要が生じた場合には、避難所や仮設住宅として活用してまいりたいと考えております。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

そうしましたら、検討されるということですか、町営住宅に関しましては。うなずいただけで結構です。最後になるのです。ということですね、はい。そしたら、町営住宅に関しましては、今後検討していくということで、ぜひ仮設住宅も併せて整備をしていただきたいというふうに思います。

それで、大型で非常に強い台風10号が、6日に九州南部に接近したわけなんですけど、ここで非常にやっぱり気になっていたところなんですけど、開設された避難所が受入れ

不可と、満員で。多くの避難所に受入れ不可、満員というような札がかかっているのをテレビで放送されていました。コロナ禍の下で3密を避けることによって、こういった状況が起きているということでもあります。そのためにも、やはり新しい避難所を造ることが、もう近々に迫った課題であるというふうに思います。

災害が起こったときに住民の命が守れるのか、現状を変えていく、そういったことで、これは政治の力が要るところではあるかというふうに思います。

最後になりますけど、和田町長におかれましては、16年間、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。ぜひこのことについても、職員の方々に引き続き努力、そして検討していただいて、ぜひ町営住宅も活用できるようにということをお願いしたいのですが、最後に町長からご答弁お願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

庁内で討議してるんやけど、日本一ちっちゃい町やから、歩いて時間もかかりませんのでね、避難所の開設というのはあまり考えてないんです。私の考えてるのは、もう知ってくれてると思うけど、ここなんです。ここへ来たらええんです。安心してくれなかったら、安心してもらうようなことを考えていかなあかんと思ってるんですけど、役場へ行ったってあかんやと言うならば、どこか考えてもらわなあかんと思ってます。大勢の人が来たら困るので、小・中学校の体育館をお借りしようと、こういうふうに思ってます。

そんな中で、暑かったら大変やから、これからは冷房も要るやろうしね。体育館にはトイレがありますから、これは慌てて造る必要はないんですけど、そんなことを考えつついてるんで。以前からもうここしかないんです、避難所は。高月北については水かさの問題がありますから、絶えず私どもは注視してるということで、自動車の出し方とか、そんなことについては考えてるんですけど、今おっしゃるような場所の避難所の設定は考えてません。考えていくべきじゃないと思ってるぐらいです。答えになったかどうか知りませんけど。

11番（河野 隆子議員）

最後に一言。

議長（杉原 健士議員）

はい、最後に一言。

11番（河野 隆子議員）

すみません。ちょっと町長の見解と私の見解、それがちょっと違うんですけども、シビックセンターは、もちろんここに来ると一番いい避難所ではありますけれども、コロナ禍ですから、やっぱり分散、避難所が要るということで、足りてこないだろうと、この先。ですので、新しい避難所が要るということと、それから、ここはいいんですけども、

やっぱり遠い方がどうやって来るのか、そういった問題もありますので、引き続きこのことについてはまた常時質問させていただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

最後に、勝元由佳子議員の発言を許します。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。どうぞよろしくお願いします。

まず、和田町長におかれましては、4期16年、お疲れさまでした。いろいろご苦勞をかけましたけれども、お疲れさまということで、最後、私がトリで申し訳ないと思いますけれども、最後の一般質問、どうぞよろしくお付き合いください。

それでは、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

まず最初に、事業所実態のない業者への発注問題についてです。前回の6月議会の一般質問におきまして、高額案件である庁舎管理の委託業務に関する質問をさせていただきました。この質問につきましては、町長を初め役場の職員さん、議会の中からも様々なバッシングを受けているところです。それが、この後で審議するハラスメント防止条例の制定案につながっているのかなと思っているところですけれども。

この庁舎管理委託業務の発注案件ですね、不審な点が非常に多いんです。ですので、私もその後ずっと継続して調査してまいりました。また、新たな大きな問題を発見してしまいましたので、また一般質問、出させていただきました。

まず、本町の庁舎管理委託業務というのは、年五、六千万円、月額四、五百万円で3年契約と、億単位の高額発注案件ということになっています。そもそもなぜこんなに契約金額が高いのかという素朴な疑問から、積算根拠の資料を開示請求したんです。

私、この作業はきっと職員さんが積算業務してるんだろうなと思ってたんですけれども、出てきたのが委託業者に委託してるというもので、その受注業者というのが大阪市内にあるビルコーディネイト株式会社という業者でした。

契約書等々を見ますと、事業所の住所が大阪市北区西天満と、裁判所境界ですね。すぐ裁判所、大阪地裁、高裁の近所ですので、私も訴訟をしていますんで、行って見てきたんです。そしたら、大阪書店会館というテナントビルの4階にこの事務所が入ってしまし

て、契約書上そこになってるんですけども、行ってみたら空っぽです。一応ネームプレートとポストはありましたけれども、どう見ても空っぽ。

この書店会館というのが、大阪府書店商業組合さんが所有者で、テナント貸主ということで、2階にその組合さんの事務所が入っていましたので、ちょっと聞きに行かしてもらって、「4階のビルコーディネートさんって、ずっと人、いてないんですか」と聞きましたら、「そうです」と。もうずっといてないので、うちのオーナーというんですかね、組合の貸主の方が、「このビルコーディネートさんに何か用事があるときは、契約書、賃貸借契約に書いている連絡先に電話して連絡を取ってますよ」ということやったんです。事業所に実態がないなんて、ちょっととても信じられないんですね。これ、いわゆるペーパーカンパニーじゃないのかということなんです。

この発注案件ね、契約書とか見てみますと、まず平成10年、このシビックセンター建設工事の竣工当時から約20年以上、比較見積りなしで単独の特命随契で発注し続けている。しかも、その契約締結の起案の決裁文書を見ますと、随契理由ですね。地方自治法の第167条の2第1項第7号、いわゆる7号随契で、その中身が誰がどう見ても市場価格あるいは他の業者さんよりも著しく安くで発注できる場合と、そういう理由で随意契約しています。

そもそもこの随意契約ね、コンサルになるのか分かりませんが、入札、競争できるものですから、こんな随契は当てはまらない、おかしいなと思って発注の総務課の担当の職員さんに聞きましたら、「市場価格、まず調査したことあるんか」と聞きましたら、「市場調査したことがないので、市場価格、分かりません」と。じゃあ、この施行令167条の2の7号随契ってね、「担当者としておかしいと思えへんかったんか」と聞いたら、「いや、おかしいと思いました」と。「じゃあ、何でそんなんしたん」ということで聞きましたら、過去のその担当というか発注当時ですかね、竣工当時にこの業務に携わった方が囑託で役場におると。「その方の説明を聞いて納得したんです」という話やったんです。で、担当の職員さんが「おかしいと思いました」と言いながら発注するなんて、そんなあり得へん話でね。しかも、その事業所に行ってみたら空っぽ、もぬけの殻というのは、完全におかしい。むちゃくちゃな随意契約ですよ。それを数十年間、比較見積りなしでやってきてるといことですので。

それで質問、ちょっとまとめてお聞きしたいんですけども、時間の関係がありますので。1番、2番とまとめて、まず忠岡町は町内業者優先でずっと発注しています。私もずっと議会で「それはやめたほうがいい」と指摘させていただいてきてますけれども、あまりやめようという姿勢が見られない。なのに、なぜこんな大阪市内の、大手でもない業者をどうやって見つけてきたんかというのが、まず疑問として1点ですね。そこをお答えいただきたいということ。

で、どのような経緯、理由でその業者を数十年間もの間、比較見積りもなしで特命随契

し続けているのか、この理由ですね。

あと、7号随契にしている理由ですね。市場価格の調査もしたことないのに、何でそんな7号随契にしているのかということですね。契約に関して謎だらけということで、説明を頂きたいのが1点。

次に、2個目の質問ですけれども、このビルコーディネートさんは本町に入札登録のない未登録業者です。つまり、入札登録の申込みと申しますか、のときの事前の資格審査を受けてない業者さんなんですね。ということは、同様の業務を受注した過去の実績とか受注能力ですね。ちゃんと履行できるかとか、あと資金力とか、そういった業者の信頼性の審査を受けていないので、全く分からない業者ということなんです。そこにずっと数十年間、こういう契約をしているということで、どこでこの業者の信頼性を確保というか判断しているのか。

1番と2番の質問、合わせてお答えいただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

契約の相手方でございますが、大阪市内で10年以上前からこの事務所でお仕事されているというふうに聞いております。

まず1点目の質問でございますが、どうやって見つけたかというご質問でございますが、当時を知る職員がおりませんので、この分につきましては答弁は控えさせていただきます。

2つ目ですけれども、本町では庁舎管理委託を含む総合管理委託業務において、長期継続契約に関する条例第2条第2号の規定によりまして、3年に一度、入札及び予算計上するに当たり管理経費を算出する必要があることから、経費の調査や積算書の作成をコンサルタント業者に委託しております。

この業者につきましては、シビックセンター竣工時以来委託していることから、本庁舎の規模、業務内容を熟知しており、新たな業者に委託するよりも時価に比して著しく有利な価格で契約をすることができる見込みがあるものとして随意契約の相手方としたものでございます。

また、市場価格と比べて安いかというご質問につきましては、本庁舎の規模、業務内容を熟知しておりますので、一から算出する根拠の設計構築を行うなどの業務量を考えますと、安価に委託することができると判断したところでございます。

受注能力につきましては、見積書の提出依頼や契約締結（請書）後の成果物の提出に不履行等がなく、また、履行実績もあり、不信用、不誠実な行為も全くなかったというところ

ろでございますので、その部分で判断したものでございます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ちょっと今のご回答、ご答弁の中で、竣工当時ですかね、平成10年当時の携わった職員がいないので答弁を控えますということですけど、実際、今担当している職員さんいわく「いてる」と。だから聞いたんですということで、「何か図面を持っているから」やと、そういう趣旨の回答を私は得てるんですけども、ちょっと逃げているとしか思えないんですね。

ちょっと引き続きの質問で、併せてさせていただきますけれども、履行能力があると判断したと言いますけれども、こうやって未登録業者にずっと発注し続けるとなると、はっきり言って入札登録のシステム、要らないんですよ。あの制度自体。何であるかというところ、事前審査をして業者の審査をするというところが必要だからやってるのに、未登録業者でもちゃんと安心してできますねんなんて、そんなこと言い出したら、じゃあ入札登録の2年に1回の募集、やめたらええやんでなるんですけど、そこはどうですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

随意契約の相手方は、契約規則第34条にあるように、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから選定いたしますが、入札参加資格者登録名簿の役務等区分・分類表に総合管理積算業務委託の項目等がなく、ただし書きで、特別な事情がある場合は登録のない相手方でもよいとされていますので、未登録業者から見積りを徴取し契約したというものでございます。

10番（勝元由佳子議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

どこまでいっても、ちょっと役場側は無礼やと思うんです。これね、一般質問通告書を出させていただいてから、その後答弁調整させていただきますよね、役場側と。そのときに普通、事務所、事業所、実施業者の事業所に行ったら空っぽでしたよってなったら、普



通やったら職員さんね、「わあっ」てなると思うんです。なるはずなのに、答弁調整させてもらった総務課長さんと公室長さん、いつもと普通で、すごい落ち着いてはったんですよ。

今後の対応云々のところも、何か入札制度のことを言うてはって、「調査します。この業者を調査します。実態調査します」というお答えがなかったんですよ。そこがすごい不自然で、「ちゃんと履行してもらってます」とおっしゃいますけども、実際、事業所が実態がないとなれば、「じゃあ、誰がやってるんですか」ってなるんですよ。いつ、どこで、誰がやってて、そこが分からないわけでしょう。そこはきっちりやっぱり実態判断していただかないと、逆に今日の答弁だと、何かそれ役場知ってたんじゃないのかってやっぱり思ってしまうんです。慌ててもないし、何かこうやったんですって。

普通、「事業所、空ですよ」と言ったら、「えらいこっちゃ」って、行政というか自治体側からするとなるはずですけども、そういう感じもないでしょう。そこはすごい極めて不自然だなと思うんですけれども。

取りあえず今後の対応、これは3つ目になるんであれですけど、対応はどうされるんですかね。少なくともこちらとしては、実態把握というかね、空っぽという以上は、ちゃんと把握、実態調査していただいて、一定、議会かあるいは私のほうに報告していただかないと、私も目で見えてきて確認してきてますからね。そこはちゃんと発注者側として責任を持ってやっていただかないといけないんじゃないですかね。一応今後の対応をどうされるか、お聞きします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

まず、最初に私のほうからご答弁させていただきましたけれども、この事務所のほうで10年以上前からお仕事をされているというふうにお聞きしております。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

議長、ちょっと答えになってないんで、もう1回いいです。このまま済ますということですか、調査もせずに。

議長（杉原 健士議員）

はい。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご連絡をとらしていただいて、10年以上前からこの事務所でお仕事をしてるというふ

うに聞いております。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

これ、私が疑問なのは、どうやって連絡を取っているのかなというのがすごい疑問やっ  
たんです。誰もいないということは、連絡してもいないはずでね。恐らく役場のほうは何  
がしかの連絡先、知ってるんでしょうって思ってたんですけど、事務所に、じゃあ人がい  
るという前提でおっしゃってるんですかね。

となると、2階に入っているオーナーさんの組合さんが言うてるように、「いや、全  
然、ずっといてませんよ」というのと整合性、取れないでしょう。というところが、なぜ  
それで落ち着いてられるのか、不自然です。

議長、もう水掛け論になりそうですし、私も時間が足りないので次に行きますけど、一  
定、これ要望でお願いしますけど、調べてください、ちゃんと。実際にはないと分かってる  
んですから。オーナーさん自身が「来てません。人、いてませんよ」と、そこまではっき  
り言ってはるんだから、「やっています」じゃなくて、調べるのが自治体の責務だと思います。

もう答弁、結構です。次に行きます。

議長（杉原 健士議員）

はい、次、どうぞ。

10番（勝元由佳子議員）

2つ目にね、これに関連してですけど、ずさんな文書事務、契約事務についてです。

今の質問もそうですけども、このビルコーディネートの発注案件を調べている中  
で、忠岡町が、行政が使っている文書管理システムというのがあって、その起案決裁ね、  
システムでやるはずのものをしていなかったんですね。で、役場内部の職員にしか分から  
ない紙決裁を役場内だけで回してたというのが、今回分かったんです。そのシステムとい  
うのは、忠岡町も約20年前からですか、導入してるというのは伺ってます。

で、この行政文書管理システムを行政が導入する一番の目的というのは、ペーパーレス  
化もありますけれども、一番はやっぱり公文書改ざんとか、森友問題で問題になりました  
けど、ああいうものとか、あと、ばれてから何かアリバイをつくるとか、そういった公務  
員による不正の防止がメインで、目的なんですよ。そのシステムをせっかく忠岡町は導入  
しているのに使われていない。全部じゃないですけど、一部使っていないものがあるとい  
うことで、これはやっぱり住民側、外部から見ると、表向きに出していい文書はシステム  
を使います。だけど、表向きに出したらまずいい文書は、こっそり内部の職員だけで回し

て、都合の悪い公文書を隠蔽してるんじゃないかというふうに見えるんですね。

それで質問、次の1番と2番ですね、併せて質問させていただきたいんですが、この決裁システムを利用する場合と利用しない場合、何で分けているか。ダブルスタンダードを使ってるんで、その判断基準を教えてくださいというのと、このシステムがあるのにあえて使っていないと。本来これを導入している自治体は使うのが大原則で、使わないなんてそもそもあり得へん話でね。それを使っていないということは、先ほども言ったとおり、何か都合の悪い公文書じゃないのかと、そういう可能性が非常に高くなってきます。

実際に総務課、文書管理の担当部局の総務課の職員さんに聞きましたら、今回私が未登録業者への発注の件で見つけた承認願という文書ですけども、それ以外にも全庁的に複数の文書について、こうやってシステムを使わんと「紙決裁でやってます」とおっしゃってたんでね、それはやっぱりちょっと、どういうものをシステムに乗せずに、住民の目に触れない形でやってるのかというのは明らかにしていただきたいんですけども、できればこの文書外のですね、こういうものがありますと教えてくださいんですけども、いいですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

文書管理システムに登録する基準でございますが、文書事務につきましては、簡易なものも含めると膨大な文書が送付されてくることや作成する必要があることから、文書取扱規程第10条の規定により、単なる通知文書、諸届、案内状、定期報告書、見積書、請求書、領収書、その他これらに類するものや、新聞、パンフレット、その他簡易な文書については登録を省略できるところでございます。省略した分につきましては、簡易決裁として事務処理を行っているところでございます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

これは総務課さんと以前からずっと、きちんと文書管理してくださいというのはお話しさせていただいているところで、今回、私が言っているシステムをちゃんと使ってくださいというのは、何が何でも全て100%ということじゃないんです。ちゃんと決裁ですよ。組織、忠岡町が組織としての意思決定をする伺いの、これこれしてよろしいか、それ

はやっぱりちゃんとシステムを使って起案していただかないと、そんなもの、システムを導入してる意味もないし、逆に使いませんというのであれば、このシステムのメンテナンスも含めて、数年に1回ですか、バージョンアップしたりとかいろいろ経費も税金でかかっていますので、じゃあ、やめたらええやんってなるんです。

なので、そこは今後ですけどもね、忠岡町の規定自体、その行政文書管理規程というところに、システムによって意思決定、起案決裁はしなければならないというところが抜けていて、そこがやっぱり抜け穴というんですかね、規定の抜け穴になっているんで、そこはきっちり定めていただきたいというところではございますが、どうですかね。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども答弁させていただきましたが、文書取扱規程によりましてシステム入力を行っている。また、判断基準につきましては、膨大な文書が存在しますので、これにつきましては統一できるものがあればまた各課で統一するなり、そういうふうな取扱いを行ってまいりたいと考えております。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

こちらは要望して、やっていただくしかないもので、規定ですね、その抜け道になるような規定があるのであればちゃんと制定して、みんなにルールを守っていただくように、文書管理の総務課のほうできっちりやってくださいと。またこれ問題があれば、また議会のほうで私も質問で取り上げさせていただきます。

次の3つ目ですね。3つ目、4番、まとめてになると思いますけども、まず契約のほうですけども、先ほどのビルコーディネートさんの入札未登録業者に対する業者選定というんですかね。ここを選んでいいですか、随契していいですかの、その様式というのが、どこにも定めのない承認願という何か様式を役場で勝手に作って、システムも使わずに、住民から見たらこっすりですね、特命随契をしてたと。それ開示請求して、3年分全部ざあっと見させていただきましたら、全庁でやってるんです。中には職員の食費、パン、おにぎり代とか、ボランティアさんへの握りずしの振る舞いとか。握りずし、もうやめはったということですけどね。本当にちょっと今どきあり得へんというか、びっくりする公金支出もあって、あと高額な100万単位とか、1,000万近くのやつもありました。入

札もできるのにこれを使っているというものもありまして、何でもこういう承認願なんていう、内部でこっそり回すものを使うのか。普通に起案決裁で、契約締結の起案決裁してるんだから、そこに契約規則34条のただし書きに基づいて、未登録業者に「ここ、ここ、やってよろしいか」って書いて決裁したら終わりやと思うんですけど、これを作っている理由ですね。承認願なんていうものを作って発注、未登録業者を選んでいる、その理由、教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

この分につきましては、指名願の登録業者に登録されていない業者につきましては、承認願、未登録業者の承認願というところで文書を作っているというところでございます。また、この未登録業者の契約発注につきましては、他市町村でも行っているところでございまして、様式は任意のところもございまして、まちまちでございまして、

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

文書管理についての意識が全く違うというか、きちんと公文書管理しましょうと、こっちの方向で私もずっと言ってるんですけど、今日の答弁もそうですけど、いや、現状の忠岡町のやり方でいいんだということを言われてしまうと、何も改善もしないですし、やっぱり住民から見たら疑念の生じる文書管理をしてると言わざるを得ないんですね。

この契約の部分を、承認願というものをざあっと私も見ていたんですけども、平成29年度の平和行進のときのペットボトルのお茶の発注で、「忠酒会杉原酒店」とあったんですけど、これは杉原議長じゃないんでしょうか。一応、地方自治法では議員の兼職禁止、ご存じやと思いますけど、明記されてます。で、自治体からの発注を当該自治体、議会の議員は受注したら駄目よ、受注したら失職事由になりますよというのはもうご存じやと思います。だけど、もう皆さん、役場の皆さん、議長がお酒屋さんやってるといのは分かっているわけで、なぜここに発注しているか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

先ほどの平和行進ということで、私ども人権広報課でやっております、いわゆる非核平和行進の200人、300人、来られる方のお茶代ということで支出させていただいております。これにつきましては忠酒会、先ほど議員も申されましたが、町内の業者さん育成ということで忠酒会という、お酒屋さんの事業者でつくっている町内の団体がございます。こちら、命令書を多分ご覧になられたと思うんですが、忠酒会という会に対してやっております、領収書をご覧になったとおり、領収書も忠酒会の判こでさせていただいております、この忠酒会の代表が杉原さんというのではなくて、杉原商店と商店名で実は代表をされておまして、忠酒会の代表が杉原商店さんということで、ほかのお酒屋さんですと何々さんとなるんですけれども、あくまで忠酒会の代表という形で、町内業者の育成ということで町内への発注をかけているという形で出させていただいておりますので、先ほどございました個人名の代表者何々という形ではございませんので、その辺ちょっとご理解よろしくお願ひしたいと思います。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

これは本来であれば議長にもお答えいただきたいものなんですけれども、取りあえず発注者側のほうに聞きます。忠酒会の代表が杉原酒店さんでしたとおっしゃっていますけど、私、この平成29年当時の別の文書を持っているんですよね。自販機の行政財産の使用の部分で、許可を出してるでしょう。あれを見たら忠酒会さんの会長はずっと小島酒店さんですよね。小島さんです。だから代表は杉原酒店さんではないんです。杉原酒店さんは、お酒屋さんというのは酒税法に基づく販売許可が、免許が要るんで、税務署に確認に行きましたけど、やっぱり経営者は議長の杉原健士という名前が書かれてました。そこはちゃんと忠酒会さんという会があって、会長さん、代表者の方も決まっているんであって、それで、今回こうやって議員関係のところに発注しているというのが出てくるとなると、役場の職員も知っていて、知ってるでしょうと。商店名を見たら分かるやんかってなるんですけど、そこら辺どういう認識されてるんですかね。もう屋号を見た時点で分かるじゃないですか。こんなん、ペットボトルのお茶なんてどこでも買っていいわけで、別に普通に物品発注、競争をかけたらいいのに、なぜこういう未登録業者に発注しているかということも含めて、やっぱりおかしいんで、ちゃんと説明していただけますでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

忠酒会代表ということで、書類上、こちらで我々認識させていただいております、これでしているところでございます。

で、実はこの後、この発注につきまして町内の登録業者ということで、それで見直しをかけたところございまして、現在のところは町内で見積り、町内外を含めて取りまして、今年度、ちょっとコロナの折でしたが、お越しいただきまして、ペットボトル、急遽、会長ということで見積りを取らせていただいて、町内の業者さんを決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

町内業者育成はよく分かります。先ほども言いましたけど、忠岡町はずっと町内業者優先でやってはるでしょう。でも、それを今言われると、じゃあ、さっきに戻って、ビルコーディネーター、大阪市内の業者じゃないかってなってくるんです。なおかつ、こうやって議員関係のところが出てくるとなると、やっぱり忠岡町の発注、めちゃくちゃやんかって言わざるを得ないんです。幾ら役場側が「いいねん」「いいねん」「これでいいねん」「俺らのやってること、いいねん」と言われても、自治体の発注なんて全国共通でね、やっぱり普通に行政の目線で見たらおかしいと分かるわけです。屋号を見たら分かるわけです。

これ、すみませんけれどもね、私、承認願しか見てないんです、開示請求させてもらって。実際、支払いは見なくて、本当やったら支出命令の、「振込先口座、見せてください」って言おうかなと思ったんですけども、今のお話やったら現金手渡しでやってはるんじゃないですかね。領収書云々って言ってはるところを見ると。違いますか。もし現金手渡しじゃなくて、支出命令、ちゃんと振込みでやってるんやったら、後で結構ですんで振込先の口座名義人、教えてください。

ということで、もう時間ないですね。ちょっと次の職員の質問、もう時間ないので割愛させていただいて、また今後の議会で質問させていただくとしますけれども、今の質問も含めてですけども、若手の職員さんのアンケート結果、私も見ましたけども、やっぱりこういうのも原因にはなっていると私は思うんです。きちんと、行政、公務員として一人前に育ててもらえないという思いが若手の職員さんの中にあるのは、アンケート結果からも明らかで、別に僕らは管理職に、無責任で「なりたくない」と言っているわけじゃないと。

ちゃんと一丁前の公務員、行政職員に育ててもらえたら管理職になりますよ。受けて立ちますよと、そういう声も実際私も聞いています。

だから、ちょっと人事部局のアンケートの認識は、ちょっと役場に都合のいい受け取りをしていると思いますのでね。実際にこういう内部で文書事務、契約発注とか、全庁的に行政としてめちゃくちゃやないかいと言われるようなことは改めていただかないと、若手の職員さんも育てられないし、若手の職員さんもそういうところ、改める気がないですねというところで、がっかり諦められて退職される方もおられるんで、そこは今後改善してくださいと要望をして、この質問終わらせていただきます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

10番（勝元由佳子議員）

いいですよ、質問してないから。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほどのビルコーディネートの件でございますが、私、お電話でということで答弁させてもらったんですけども、総務課の担当のほうが現地のほうにも赴いて確認しておるということでございますので、追加させていただきます。

議長（杉原 健士議員）

一言だけ。

10番（勝元由佳子議員）

いつ確認しはったんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

この数日以内に確認しておるということで、聞いております。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

すみません、私、7月に確認しています。それ、通告書を出されて、後と違いますか。それこそまさしくアリバイ作りやと思いますけど、もう結構です。また質問します。

議長（杉原 健士議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。



議長（杉原 健士議員）

議事の都合で暫時休憩いたします。

14時45分、再開いたします。

（「午後2時34分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後2時45分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

日程第5 忠議第2号 忠岡町議会ハラスメント防止条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

忠岡町議会ハラスメント防止条例について、提案理由。

本町議員は常に自らの言動、行動に責任を持ち、自らの襟を正すことで、本町よりパワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びSNSにおける誹謗中傷の撲滅を図り、本町住民と本町職員及び本町で働く人々の規範となるべく、本条例の制定を提案するものがあります。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

10番（勝元由佳子議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

## 10番（勝元由佳子議員）

ちょっと質問いたしたいと思います。

もう既にこれまでの常任委員会協議会とか、あと全員協議会のほうでも審議してきたんで、ある程度質問はさせていただいたんですけれども、やっぱり拭えないのが、その法的な問題の部分ですよね。違憲じゃないかというところはずっと言わせていただいているんです。表現の自由云々、言論の自由云々というところですよ。あと議員の身分、権利、まあ言ったら国民主権の参政権のところ侵害されるんじゃないかとか、そういったところを含めてお話をさせていただいて質問もさせていただいたんですけれども、その質問をしたときのご回答が、法的な部分の解釈というんですかね。法的な部分については裁判というかね、司法に訴えてくださいということだったんですけれども、そこはやっぱり立法府の議会として最初にもんでおいて出すべきものであるということなので、この法的な問題のところを全然議論し尽くさずに、クリアしないまま条例制定を急ぐというところが、やっぱり理解し難いものがあります。その条例制定、後であれですけど、これが1点、やっぱり法的なリスクの部分はどう払拭されるかという部分ですよ。特に議会ですので、そこはどうお考えかというところが1点。

今のご説明というか、パワハラ、セクハラということでおっしゃられてたんですけど、マタハラとかモラハラとか、そこら辺は入らないのかというところ。ハラスメントはパワハラとかセクハラだけじゃなくて、妊婦さんに対するマタハラだったりとかモラハラとかもありますので、そういうのを全部ひっくるめてハラスメントなので、そのハラスメントの定義がちょっとどうなかと。一部だけなんですかというところが疑問点2。

次、3つ目ですね。おとといの全協のときに、この議案に賛成している議員の皆さんは、自分の支援者の方々、住民の声を反映しているんですかと。住民はこんな条例制定を求めているんですかというところを私が質問させていただきました。提案者さんではなくて賛成議員の方のほうから、住民から負託を受けた議員の我々が賛成するんであるから、それはやっぱり住民の意思、民意を反映しているんだといった趣旨のご回答があったんですけども、そもそもやっぱり私はこの、今忠岡町議会でやろうとしていること自体が、何か数の力を使って押し切ろうとしているように見えて、そこが疑問を感じています。

さっきの一般質問でも、私、質問させていただきましたけど、やっぱり役場、行政のいろんな問題を追及していくというのが議員の役割でもありますし、そここのところをもっと改善するような、推進していくべきところを、逆に議員のそういう行政の問題を追及したりとかいうところを、言論を阻むような、そういう内容の今回の本条例案というのは、住民の皆さんの民意、意思を反映してるのかなと。やっぱり住民の皆さんもよしと思わないんじゃないかなというところが残ります。もしこの条例案が可決制定された後、ここから質問なんです。ごめんなさい。前振りが長くて。

この条例案が可決制定された後、もし仮にやっぱりその条例、おかしいんじゃないか

と。全く議論もされてなくて、早急に制定しておかしいということで、リコールじゃないですけど、直接請求を住民にされたらどうしますかというところです。

ちなみに今、忠岡町の有権者、私、実際の数、ちょっとホームページを見ても見つけれなかったんで分からないですけど、仮に人口1万7,000人と仮定しても、50分の1の署名でいけるんで、340人以上の署名があったら条例の改廃を求められるんですよ。それがあったときにどうされますか。耐えられるかというところですね、お聞かせいただきたいと思います。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません、この議案にありますとおり、議案の一番最後に「検討」と入れているんですけども、検討されますかということですので、ここに書いてあるとおり検討していきます。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

それは制定してからいろんな問題を検討するということですか。やっぱり議会の条例制定というのは、制定する前ですよ、議案審議というか上程する段階でやっぱり全部クリアしておかないといけないものだと。で、一応憲法のほうの94条とか地方自治法の14条第1項のほうにも条例制定というふうに、議会の条例制定というところで、上位法というか、憲法とか法令に反して制定された条例は無効ですと。要は上位法、憲法とか法令に従っている範囲内であれば条例制定できますよということが書かれていて、今回のこの条例案も、ずっと私が言っているように違憲性を含んでいるという時点で、やっぱりそこら辺の条例制定の根本的なところに引っかかってくるんじゃないかというのがありますけども、いかがでしょうか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません。これ、提案理由にありますように、議員自らが襟を正して、この忠岡町議会、自分たちがハラスメントを行わないという目的で制定するものであります。で、勝元

議員おっしゃいます日本国憲法に抵触するかというところなんですけれども、これはしないと考えた上で提案させていただいております。

10番（勝元由佳子議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

最後ですよ。

10番（勝元由佳子議員）

はいはい。提案者さんのほうはそういう認識で出されていると、私も認識しています。ただ、それはどうかと思う者もおるわけで、やっぱり法的に普通に素直にいろんな法令、憲法も含めて読むと、これは、議員の活動というのは結構幅広くて、いろんな活動の権利、認められているわけで、そこら辺の部分ですよね。要は、国民主権で主権者の参政権が認められて、それで議員に負託して、我々が議員でね、国民が、住民の代わりにこうやって議員になってるわけで、そのこのところを、その議員の広く認められている権利、活動の部分、特に言論の部分、ここは、この条例案はちょっと取り締まろうというかね、規制しようという内容のものですから、特に忠岡町役場みたいに問題の多いところというのは、言論を阻むとよろしくないのではないかなということだけは、もう質問終わりですので、これだけはちょっとお伝えさせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません、勝元議員、議員の活動を制限するために制定するものではありません。これはハラスメントを防止するために制定するものでありますので、議員活動を防止するために制定するものではありません。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

忠議のこの防止条例について、ちょっと質疑をさせていただきます。

2020年、今年6月1日より職場におけるハラスメント防止対策が強化されたということでもあります。職場におけるパワハラ、ハラスメントの3つの要素、優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、そして労働者の就業環境が害されるということ

の要素、この3つが書かれています。これにおかれまして、どれも許されるものではないというふうに思います。

そういった中で、この防止条例の中で、第5条のところでありますけれども、「議長は、職員からハラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする」というところで、「別に定めるところ」という明記もございます。そこで、職員さんからのハラスメントの申出があって、事実関係を調査するに当たりまして、第三者委員会というものは設置されるのでしょうか。これについてお答えをお願いしたいと思います。

7番（松井 匡仁議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

議案書にありますように、条例制定後、速やかに別に定める機関を設置したいと考えております。

以上です。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

この条例の中にもですが、この中にはブログなどのSNSですか、そういった誹謗中傷というのは書かれておりませんが、先ほど松井議員のほうから趣旨説明の中で、そのお言葉がございました。ということで、SNSですね、これの誹謗中傷というものが今非常に問題になっていて、自殺者も出るということで悲しいことが起こっているということとあります。

そこで、さきの全員協議会で、SNSも対象になるのかということと、あと、この条例が可決されたとして、施行された後からなのか、または遡って対象とするのか、そのところがちょっと曖昧に私、感じましたので、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

まず、期限のお話ですけれども、遡っての適用はいたしません。できません。調査等は、必要であるのであれば遡ってする可能性はありますけれども、適用自体は遡ってはいたしません。

もう1点はSNSですかね。これは対象としております。

以上です。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

遡ることはしないけれども、やはり現状に応じまして、やっぱり調査が必要であればこのところは遡って調査するというお答えだというふうに思います。

この条例、見たところ当たり前で、常識的なことで、人格の否定は絶対に許されるものではないというふうに思いました。そういったことでありますけれども、なぜ今、この条例が必要なのか。実例がありまして、そうしているのかと、そういったことについても最後に質問したいと思います。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません、まず実例があるわけではありません。6月に、先ほど河野議員がおっしゃられましたように、ハラスメント防止対策、これが制定されまして、それに追随する形で忠岡町は自ら議員の襟を正して、最終的には忠岡町にお住まいの皆さん、こちらのほうにも広まっていけばいいなという思いで制定しております。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は……。

（勝元議員「議長、動議」と呼ぶ）

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

忠議第2号の忠岡町ハラスメント防止条例の制定案につきまして、修正案の提出をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

ただいま、修正動議の申出がありました。

議事の都合で暫時休憩いたします。

15時10分から再開させていただきます。

(「午後3時00分」休憩)

議長(杉原 健士議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後3時10分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(杉原 健士議員)

本件に対して、勝元議員から、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により修正の動議が提出されており、所定の発議者がありますので、動議は成立しております。

よって原案とあわせて議題といたします。提案理由の説明を求めます。

10番(勝元由佳子議員)

議長。

議長(杉原 健士議員)

勝元議員。

10番(勝元由佳子議員)

忠議第2号 忠岡町議会ハラスメント防止条例の制定について、修正案提出の趣旨説明をさせていただきます。

本修正案を提出する理由につきましては、従前から申し上げているとおり、違憲性の部分が多分にあることです。この点につきましては、本9月議会の審議の場におきましてずっと言い続けてきた部分でもあります。

職員の人権を守ることはもちろん大事です。我々議員も含めて皆そうです。しかし、その職員、つまり公務員、行政の監視、チェック役である我々住民の代表者たる議会議員というのは、本来行政の監視、チェックをするのが務めでもあります。国民主権に基づく国民、住民の参政権というのは議員に反映されており、それが議会制民主主義を形成しております。日本では実力行使、つまり気に入らなかつたら力づくでやるということを認めておりません。

そういう日本におきまして、行政の不正や問題を追及したり改善の要望といった議員活動、議会活動というのは、全て言論で行うと、言論でしかできません。実力行使が認められていないと、そういうことです。そういった意味で議員の身分、権利は憲法により固く保障されております。特に言論の自由を保障した憲法第13条、表現の自由は、個々の人間の意思表示として極めて基本的かつ重要な権利、自由として保障されています。また、

この表現の自由によって住民、国民の知る権利が保障されています。

一方、今回提出された忠岡町議会ハラスメント防止条例の原案につきましては、職員の議員によるハラスメント被害のみを対象としている中身であり、極めて不公平であります。ハラスメントは、首長、議長、議員、職員全ての人を対象になるべきものであります。こうした条例の制定は、議員の言動と日々の議員活動等々につきまして萎縮あるいは阻害をしかねません。つまり、この条例原案が制定されてしまいますと憲法で保障された1、国民主権及び住民の参政権、議会制民主主義、2、議員の身分や権利、3、表現の自由、住民の知る権利といった、少なくともこれらの権利、自由が侵害されかねないということで、本条例原案につきましては違憲、憲法違反のおそれがあります。

先ほども質疑のところで少し触れましたけれども、地方自治体における条例制定につきましては、憲法94条「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」、また地方自治法第14条第1項におきまして「普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて条例を制定することができる」と定められています。つまり、憲法を初めとした法令に反した条例制定は当然無効となるものであります。

本条例原案につきましては、こうした法的問題があるにもかかわらず、慎重かつ十分な議論がなされておられません。また、この本条例原案が出てきたのも、さきの会派代表者会議で議会のテーブルに上がってきたという状況です。その時点で既に賛成議員が過半数を占めていたため、議論がほとんどなされないままこの9月議会に上程されました。

私は、本条例原案につきましては、憲法違反等々法的問題がクリアされていない以上、本来であれば廃案にすべきで、もっと慎重な議論を尽くすべきであると考えてはいますが、既にこの提出者、賛同者の人数が過半数、当議会の議員の定数の過半数を超えているため、可決制定される可能性が極めて高いものであります。

もしこの条例が制定されましたら、違憲性を含んだ条例を定めたと言われる可能性が多分にあるということです。忠岡町議会が憲法や法令に反した欠陥法ならぬ欠陥条例を制定したということにならないように修正案を提出するものです。

修正内容につきましては、各議員の皆様にご配布させていただいている資料のとおりです。皆様におかれましては、本修正案をご検討、ご審議いただき、忠岡町議会の名誉のためにもご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）



お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、原案、修正案についての一括討論に入ります。

討論はありませんか。

原案に賛成の方の討論からいきます。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(杉原 健士議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

それでは、原案に賛成ということで、修正案には自動的に反対という形になるかと思いますが、意見を申し上げたいと思います。

この条例は、議員自らが律するという中身ということでありまして、当然、憲法は国の最高法規ですので、憲法を超えるような条例というものではないということでありまして。もちろん憲法に保障されている権利は守られるということでありまして、明記をするという必要性というのではないかと思います。

私どもは、人権侵害は許さないという立場であります。職員の方というのはなかなか、議員からいろいろ言われますと反論しにくいというか、住民の代表ということと、説明責任ということと、その質問があった場合はそれにきちっと理解してもらえようという説明責任を果たすということと、そういう立場でありますので、そういったことで、なかなか立場上弱いというところもあるかと思います。

職員の人としての尊厳というものは守らなければいけないと、修正案を出された方もそのようにおっしゃっておられました。ですから、そういう職員の人としての尊厳は守るべきものだと、このところありますので、それを侵害するような、この目的ですね、原案では職員に対する誹謗中傷、風説の流布等による人権を侵害しという、そこが一番の目的であるということと、そのところについては本人からの、職員からの申出、届けがあって初めてこの条例が使われて、そして事実関係をきちっと第三者機関で調査もしてと、そして、それが出た後は議会としてどう対応するかという話し合いを、やっぱり話し合いで解決をしていくというものであろうかと思いますので、そういった話し合いをする場を持っていくということが必要であるかと思います。

ということで、そういった話し合いで解決していこうという民主主義の、やっぱり民主

主義を貫いていくという、そういう運営を今後していかれるというふうに思いますので、このハラスメント防止条例というものはやはり議員自らが襟を正す、律するという意味合いが必要であろうかと思えます。

もう一つは、そういうSNS上でいろいろとあるということも見ておりますし、そういったことをどうするのかという対応も今後していかなければいけないであろうかと思えますので、必要性は感じております。

ということで、このハラスメント防止条例には、原案には賛成したいと思えます。

議長（杉原 健士議員）

続いて、修正案に賛成の方。

勝元議員、どうぞ。

10番（勝元由佳子議員）

私の討論ですね、基本的に先ほどお伝えした提出の趣旨説明の内容のとおりです。

ただ1つ、付け加えさせていただくとすれば、この原案の条例制定、そのままされてしまいますと、提案者、それから賛同者の皆さん方、現時点では思い、いろいろおっしゃっておられて、趣旨はよく分かります。ですが、法治国家の基本というのは書かれているものが全てなんです。

ですので、この条文を見る限り、人が変わったときに、今の議員の提案者、賛同者の皆さんが変わったときに、新たなメンバーが来たときに、そのときにこの条例の条文をもとに判断しますと、政治的ないろんな思惑を持った議会という、この集まりの中で、いかようにも運用できてしまうという危険性を含んでいるから、先ほど修正案を出させていただいたわけです。

ですので、皆さん方、提案者の方、賛同者の方の思いはよく分かります。ですが、その思いが明文化されていない以上、この条例案につきましては、原案につきましては賛同いたしかねるということで、反対をいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより忠議第2号 忠岡町議会ハラスメント防止条例の制定についてを、採決いたします。

まず、本件に対する勝元議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（杉原 健士議員）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

議長（杉原 健士議員）

次に、原案についての採決をいたします。

本件は原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。よって原案は、可決されました。

議長（杉原 健士議員）

次に、日程第6 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものであります。

令和元年度決算におきましては、算定の結果、健全化判断比率の4指標及び資金不足比率いずれも早期健全化基準を下回っております。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないので、報告第4号を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第5号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、本年7月15日、忠岡町新浜2丁目4番23号、朝日ウッドテック駐車場内において発生した事故について、相手方と損害賠償額25万2,700円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、同年8月12日付けをもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、報告第5号を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第8 議案第40号 物品購入契約締結について（忠岡町職員用業務端末等購入）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第40号 物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町職員用業務端末等を購入するため、入札に付した結果、S k y株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 物品購入契約締結について（忠岡町職員用業務端末等購入）を、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第9 議案第41号 物品購入契約締結について（忠岡町立小学校教育用コンピュータ整備事業）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第41号 物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町立小学校教育用コンピュータ整備事業においてタブレット機器一式を購入するため、入札に付した結果、S k y株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第41号 物品購入契約締結について（忠岡町立小学校教育用コンピュータ整備事業）を、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第10 議案第42号 物品購入契約締結について(忠岡町立中学校教育用コンピュータ整備事業)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第42号 物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町立中学校教育用コンピュータ整備事業においてタブレット機器一式を購入するため、入札に付した結果、Sky株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第42号 物品購入契約締結について（忠岡町立中学校教育用コンピュータ整備事業）を、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第11 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第5号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）で、7月1日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、1億4,805万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は91億8,041万4,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,112万2,000円を計上、小学校費で公立学校情報機器整備費補助金2,605万5,000円を計上、中学校費で公立学校情報機器整備費補助金1,404万円を計上、第14款 府支出金でひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金



10万円を計上、小学校費で学習支援員配置事業費補助金7万2,000円を計上、中学校費で学習支援員配置事業費補助金7万2,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金3,340万4,000円を減額。

歳出につきましては、第2款 総務費で、感染症予防対策消耗品代26万7,000円を計上、郵便料24万円を計上、小学校教育用コンピュータ整備事業委託料6,104万2,000円を計上、中学校教育用コンピュータ整備事業委託料3,282万3,000円を計上、感染症予防対策備品購入費49万3,000円を計上、水道基本料金減免に係る負担金3,538万9,000円を計上、町立小学校給食費助成金1,099万7,000円を計上、町立中学校給食費助成金621万6,000円を計上、単身世帯死亡者特別定額給付金25万円を計上、第3款 民生費で、時間外勤務手当6万4,000円を計上、事務用消耗品費1万5,000円を計上、郵便料2万1,000円を計上、第7款 商工費で財源更正、第10款 教育費で、学校支援社会人等指導者報償費12万円を計上、学力向上サポーター報償費12万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一

般会計補正予算（第5号）を、採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第12 議案第44号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第44号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、公職選挙法の改正に伴い、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成が、条例による選挙公営の対象となったことから、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第13 議案第45号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第45号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の改正に伴い、ひとり親に係る個人の町民税の非課税範囲及び所得控除に関する規定並びに寡婦の所得控除を見直すとともに、所有者不明の土地等に係る固定資産税に関する規定等の整備及び葉巻たばこの本数の換算方法の改定、その他所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 町税条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第14 議案第46号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第46号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、通知カードに関する再交付等の手続が廃止されたため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 手数料条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第15 議案第47号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第47号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、施設における食事の提供に要する費用の基準を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第16 議案第48号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第48号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設され、当該給付につき子どものための教育・保育給付と同様の規定が設けられたことにより、子育てのための施設等利用給付に係る用語と区別するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第17 議案第49号 岸和田市忠岡町消防指令事務協議会の設置に関する協議についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第49号 岸和田市忠岡町消防指令事務協議会の設置に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防指令施設において行う消防指令に関する事務を岸和田市と共同して管理及び執行するため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により規約を定め、岸和田市忠岡町消防指令事務協議会を設置することに関する協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）



提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 岸和田市忠岡町消防指令事務協議会の設置に関する協議についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第18 議案第50号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第50号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、7,549万3,000円で、これを補正することにより、予算総額は92億5,590万7,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税2,328万7,000円を計上、第13款 国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム改修補助金51万7,000円を計上、個人番号カード交付事業費等補助金100万4,000円を計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金450万円を計上、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金22万円を計上、小学校費で学校保健特別対策事業費補助金300万円を計上、中学校費で学校保健特別対策事業費補助金150万円を計上、第14款 府支出金で、放課後等デイサービス支援事業費補助金367万5,000円を計上、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金500万円を計上、教育支援体制整備事業補助金50万円を計上、第18款 繰越金で、前年度繰越金1,998万7,000円を計上、第19款 諸収入で、前年度後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金330万6,000円を計上、前年度介護保険特別会計繰出金精算返還金558万8,000円を計上、第20款 町債で、臨時財政対策債340万9,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で非常勤職員等公務災害補償費119万7,000円を計上、財政調整基金積立金1,900万円を計上、総合行政システム（社会保障・税番号制度）改修業務委託料51万7,000円を計上、通知カード・個人番号カード関連事務委任に係る交付金100万4,000円を計上、第3款 民生費で、出産育児一時金繰出金167万9,000円を減額、財政安定化支援事業繰出金268万7,000円を減額、事務費等繰出金1,237万1,000円を計上、児童発達支援事業費367万5,000円を計上、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金1,232万1,000円を計上、前年度障害者医療費国庫負担金精算返還金227万6,000円を計上、前年度障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金313万6,000円を計上、前年度自立支援医療費府費負担金（更生医療）精算返還金259万9,000円を計上、前年度低所得者保険料軽減国庫負担金精算返還金1万2,000円を計上、前年度低所得者保険料軽減府費負担金精算返還金8,000円を計上、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費分）22万円を計上、前年度プレミアム付商品券事業費補助金精算返還金152万3,000円を計上、感染症対策備品購入費100万円を計上、感染症対策備品等購入費補助金400万円を計上、（仮称）東忠岡地区認定こども園整備工事発注等支援業務委託料550万円を計上、第10款 教育費で、小学校費において感染症対策消耗品代600万円を計上、中学校費において感染症対策消耗品代300万円を計上、幼稚園費におい

て感染症対策消耗品代50万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債において限度額を2億840万9,000円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第19 議案第51号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第51号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,472万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は19億7,114万5,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、基礎賦課分現年分1,957万円を減額、後期高齢者支援金分現年分607万6,000円を減額、介護納付金分現年分346万5,000円を減額、第3款 国庫支出金で、災害等臨時特例補助金1,746万6,000円を計上、第4款 府支出金で、特別調整交付金分1,470万3,000円を計上、第6款 繰入金で、出産育児一時金繰入金167万9,000円を減額、財政安定化支援事業繰入金268万7,000円を減額、事務費等繰入金1,237万1,000円を計上、国民健康保険事業財政調整基金繰入金1,237万1,000円を減額、第7款 繰越金で、前年度繰越金2,603万5,000円を計上。

歳出につきましては、第6款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金2,166万9,000円を計上、第8款 諸支出金で、過年度分保険料払戻金305万8,000円を計上するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第20 議案第52号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第52号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,576万4,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億9,332万6,000円となります。

歳入につきましては、第8款 繰越金で、前年度繰越金2,576万4,000円を計上。

歳出につきましては、第4款 基金積立金で、介護給付費準備基金積立金1,145万7,000円を計上、第6款 諸支出金で、前年度国庫支出金精算返還金365万7,000円を計上、前年度府支出金精算返還金200万7,000円を計上、前年度支払基金

交付金精算返還金 305万5,000円を計上、前年度一般会計繰入金精算返還金 558万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第21 議案第53号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第53号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、547万1,000円で、これを補正することにより、予算総額は4億6,574万7,000円となります。

歳入につきましては、第3款 繰入金で、事務費繰入金22万円を計上、第4款 繰越金で、前年度繰越金525万1,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、総合行政システム（後期高齢者医療）改修業務委託料22万円を計上、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等納付金169万円を計上、第3款 諸支出金で、前年度分保険料払戻金25万5,000円を計上、前年度一般会計繰入金精算返還金330万6,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第22 議案第54号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第54号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和元年度決算の調製が完了し、令和元年度の額が、確定したことによるものとなります。

収益的収入及び支出につきましては、長期前受金戻入と減価償却費の確定、また、特例的収入及び支出につきましては、未収金と未払金が、確定したことによるものです。

これらの計上につきましては、法適用日の前に行われ、実際に法適用した額とは、相違が生じておりますので、令和元年度決算の額に置き換えるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。



議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

この会計補正予算ですけれども、第3条のほうに未収金及び未払金の金額は、それぞれ6,139万9千円及び、これは単位が「千」が抜けているかどうか、確認していただきたいんですけれども。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議員ご指摘のとおり単位が、「千」が抜けておりますので、後ほど差し替えのほう、よろしく願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

分かりました。よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第23 認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

これより、認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額66億8,194万462円、歳出決算額66億5,737万8,221円、差引2,456万2,241円は、令和2年度へ繰越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額19億5,236万5,158円、歳出決算額19億2,632万9,791円、差引2,603万5,367円は、令和2年度へ繰越しをいたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額16億2,719万956円、歳出決算額16億142万6,886円、差引2,576万4,070円は、令和2年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額4億5,571万6,948円、歳出決算額4億5,046万6,772円、差引525万176円は、令和2年度

へ繰越しをいたしました。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額9億9,604万4,839円、歳出決算額10億3,617万5,878円、差引4,013万1,039円の歳入不足が生じました。

この不足額は、令和2年4月1日から地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計へ移行した、下水道事業会計へ引き継いでおります。

したがって、下水道事業特別会計は、令和2年3月31日をもって「打切り決算」となっております。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

議長（杉原 健士議員）

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

北村 孝議員・是枝綾子議員・松井匡仁議員・三宅良矢議員・前川和也議員・勝元由佳子議員、以上の6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

16時35分から再開いたします。

（「午後4時27分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後4時35分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

この際ご報告します。

委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長も決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に三宅良矢議員、副委員長に前川和也議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

既にご配布しております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和2年第3回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第24 意見書第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第25 意見書第6号 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める

意見書の提出について

日程第26 意見書第7号 新型コロナウイルス感染拡大のもとPCR等検査の抜本強化を求める意見書の提出について

日程第27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

日程第24 意見書第5号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を提出する。

令和2年9月9日提出

提出者	忠岡町議会議員	北村 孝
賛成者	同	三宅 良矢
賛成者	同	前川 和也
賛成者	同	勝元由佳子
賛成者	同	河野 隆子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ただいまの朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第25 意見書第6号 「保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書」の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第6号 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化をを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書を提出する。

令和2年9月9日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

賛成者 同 河野 隆子

## 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことに伴い、保健所や医療体制が極めてひっ迫し、地域経済にも甚大な影響をもたらしています。

こうした中、保健所は「帰国者・接触者電話相談センター」の役割を担い、感染者の行動調査や濃厚接触者の検査など、その業務は激増しました。一方で、平成6（1994）年には全国で847か所あった保健所の設置数は、現在では469か所に減少しました。

大阪府では、平成12（2000）年4月に22保健所7支所体制から15保健所14支所へ、平成16（2004）年には14支所も廃止し15保健所へ、人員削減を伴う大幅な縮小「再編」が進められました。その後の中核市へ移管で現在大阪府の保健所は9か所です。大阪市では平成12（2000）年4月に、各区24あった保健所が1保健所へと大幅な統廃合が強行されています。堺市でも平成12（2000）年に、5か所の保健所が1か所へ、東大阪市でも平成12（2000）年に3か所の保健所が1か所へと減らされました。地域の防疫・公衆衛生を支える保健所には、これまでにない過度な負担がかかっています。実際に今般の新型コロナウイルスへの対応では保健所に電話がつながりにくく、PCR検査に至るまで時間がかかり、その間に病状が悪化するという問題も生じ、感染拡大防止に十分に機能したとは言えません。

現在、首都圏や大阪府をはじめ各地で感染者が再び増加しています。感染の疑いや不安がある人の相談体制とPCR検査体制等の拡充により、感染者の早期発見・隔離、早期治療の対応を図り、感染の拡大と医療崩壊を回避しなければなりません。コロナ禍のもとの災害対応の中心になるのも保健所と医療機関です。

こうしたことを踏まえ、政府におかれましては、保健所機能の充実と地域医療の拡充に向け、下記の事項に早急に取り組まれるよう要望します。

### 記

1. 非常時に切迫しないよう感染症対策等を十分に考慮した保健所機能の充実・強化のため自治体が、計画的な職員の増加及び平時からの能力向上をはかれるよう財政的支援をされること。
2. 昨年厚生労働省が名指しした全国440か所の公的公立病院のリストと再検証を白紙撤回し、地域医療体制が機能不全に陥ることのないよう関係機関に対する支援を強化すること。



3 保健所体制・医療供給体制とも災害対応ができる体制を作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

提出者に代わり趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対応で、保健所や医療体制が逼迫しているのは周知の事実となっています。その原因となっているのは、保健所では、意見書でも述べられているとおり設置数が、1994年に地域保健法が制定され、全国の保健所の削減がされ、1994年に比べ45%減にもなり、その上、今回、新型コロナウイルス感染症により業務が激増し、現場の職員が対応し切れず、疲弊しております。その結果、PCR検査等の遅れはもとより、本来の業務にも支障を来しています。

また医療機関では、コロナ陽性者の受入れの多くは公的公立病院となっています。今後、新たな感染症が流行した場合、今回のコロナウイルス同様、指定感染症と認定される可能性が高く、その受入れ病院は今回同様、公的公立病院になると想定されます。今でもコロナ陽性者の受入れで医療体制が逼迫している状態です。厚労省が名指ししている440カ所のリストを基に病院の統廃合が行われると、今後、別の感染症が流行した場合、容易に医療崩壊が起こると想定されます。

また今回、コロナ禍のもとでの災害対応の中心になるのも保健所と医療機関となっております。

こうしたことを踏まえて、政府におかれましては保健所機能の充実と地域医療の拡充に向け、今回の意見書とさせていただきます。議員の皆様方にはご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今回のこの意見書に、反対の立場から討論をさせていただきます。

まずもって、趣旨はすごく理解ができるという前提なんですけれども、気になりますのがこの2番ですね。昨年に厚労省が発表したリストに反発の声が本当にものすごく上がっているということは承知しております。ですけれども、医師不足や地域医療の崩壊と言われて久しいわけでありますが、医療機関の連携を深めたり重複している機能の集約化、これもある種の広域連携かと思うんですけれども、医療体制、医療提供体制の見直しについてはしていくべきものであるというふうに思っています。

昨年の内閣府の世論調査で、複数の医療機関を統廃合して医師や看護師などを集める考えについて尋ねたところ、24時間の診療体制を維持するためには医療機関の統廃合について約7割が賛成と答えたという結果もあります。持続可能な医療体制を構築するためには再検証、統廃合を前提にしたものではなくて、ゼロベースでの再検証はすべきものであるという考えから、再検証の白紙撤回が盛り込まれているこの意見書には反対とさせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

意見書への賛成討論をしたいと思います。

今、前川議員がおっしゃられた、昨年厚生労働省が名指ししたこの全国440か所の公的公立病院、名指しをされて統廃合と言われた理由が、全国の公立公的病院のうち診療実績が少ないとか、近くに似た病院があるということなどを理由に再編・統合の検討が必要であるということで名指しで、最初は424病院でしたが、追加で16病院されて、440になりました。

その結論、本当は毎月、今年の9月に結論をと求められていたんですが、実はこの9月までという検討結果報告、延期されました。ご存じのようにコロナウイルス感染症のことがあってです。この見直しを求められていた440病院の多くが、感染症指定医療機関だったということであります。それは趣旨説明で二家本議員も申し上げましたが、地域における新型コロナウイルス感染症の、お手伝いというよりも、とりでになっているということであります。

赤字体質を指摘された公立病院の多くが、コロナ禍の中、運営の通常の診療を控えて、赤字拡大を承知の上で感染症の患者を引き受けている現状というのがあります。こういった削減をもししていたら、本当にコロナで民間が受けてくれなかったら、公的な病院、公立病院が受けざるを得ないということで受けているんですけど、本当に医療崩壊が起これていたんじゃないかという、大変恐ろしい状況であります。

ということで、民間の病院の役割というのはやっぱり補うとかいろいろな、様々な役割があるので否定しない、もちろんあっていただかないといけないんですが、やはり診療報酬の範囲内で行わなければいけないということです。立地や人材確保、診療科目で少しでも有利なようにという経営を取っておられるので、そこから漏れてしまう患者、そうした診療科目、そういった医療を支えるのが公立公的病院というふうな、主な役割になってきているということです。感染症というところはやはり公的公立病院のほうということで、赤字を努力不足と言われるような方向性が見直しというのはどうなのかと。

地域医療が崩壊すると言われていた中で、ここがやっぱり、公的公立病院の役割というのがこの感染症で大きな役割を果たしたというところがありますので、やはりこういった単なる、そういう赤字やからとか近くに同じような病院があるからということで削減するというのは、やはり地域の実情や今後の先を見越した、こういう感染症の問題とか医療の問題を考えてよくよく考えなければいけないので、一たんは白紙撤回をしていただいて、また考えていくということをする方がいいのではないかと。

医師や看護婦がなかなか足りないというのは、労働条件があまりにも過酷過ぎるということでもありますので、そこの改善をしていく。そして養成していくというんですかね。養成機関も増やしていくとか、いろいろ様々な、それはそれでそういう方向を取っていかねばいなくなってくるということは大変で、そういうことにならないようにすべき問題

ということで、別問題であるかと思えます。

ということで、この意見書にはぜひ賛同して、賛成といたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（杉原 健士議員）

本日の会議時間ですけれども、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長させていただきます。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないようですので、議事の都合により延長させていただきます。

他に、討論はございませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第6号 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第6号 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書の提出について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（杉原 健士議員）

日程第26 意見書第7号 「新型コロナウイルス感染拡大のもとPCR等検査の抜本強化を求める意見書」の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第7号 新型コロナウイルス感染症拡大のもとPCR等検査の抜本強化を求める

意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染拡大のもとPCR等検査の抜本強化を求める意見書を提出する。

令和2年9月9日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

賛成者 同 河野 隆子

新型コロナウイルス感染拡大のもとPCR  
等検査の抜本強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大防止をめぐることは、4月7日に緊急事態宣言が7都道府県で発出された。その後全国で宣言され、事業活動の自粛や外出自粛などが国民に要請されたが、5月25日には一定の効果があつたとして宣言が解除された。ところが、7月以降感染拡大が再び増大し、全国でも大阪府でも、PCR検査での感染者が急増してきており、感染第2波の状況を呈している。府下で唯一、感染者ゼロであつた本町でも陽性者が出ています。

いま、求められているのは、経済活動の推進と両輪での感染拡大防止であり、そのためにはPCR等検査（抗原・抗体検査含む）の抜本的な体制整備で無症状の感染者を含めて隔離・保護・治療を行うことであるとする。即ち、「感染拡大防止が最大の経済対策」との立場からの検査体制整備と、「補償とセット」での休業要請が肝要である。

よって、現在の感染急拡大を抑止するには、PCR等検査を大規模に実施し、安全・安心の社会基盤づくりを明確にして取り組むべき状況であり、国に対し、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 感染者が判明した場合、感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者の全員に対してPCR等検査をおこなう体制をつくること。
- 2 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設の職員、出入り業者への定期的なPCR等検査をおこなうこと。
- 3 検査で陽性と判明した人を隔離・保護・治療する施設を緊急に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

提出者に代わり趣旨説明をさせていただきます。

日本医師会が設置しました新型コロナウイルス感染症の有識者会議がPCR検査の拡大を求める緊急提言をまとめました。新型コロナウイルス感染制御と社会経済活動の両立のためには有症状者に対して確実に検査を行って、早期、短期に結びつけるとともに、市中における無症状陽性者の早期発見が重要だとして検査体制の拡充を提案しております。

まず感染震源地、エピセンターとは、新型コロナウイルスの感染者、特に無症状の感染者が集まる中で感染が持続的に集積している地域のことです。多くの専門家が、現在の感染急拡大は全国に幾つかあるエピセンターから他の地域へ感染が広がる中で起こっていると指摘しております。

例えば、東京では新宿区が感染者の数も、PCR検査を受けた人が陽性と判定される割合、陽性率もぬきんでて高くなっており、区内にエピセンターが存在することが示されています。東京のほか一連の区や、また大阪市、名古屋市、福岡市などでもエピセンターの広がりが危惧されております。

東京都の医師会、尾崎会長は「感染を終息させるためには感染震源地の対策が不可欠」と、このように強調しております。エピセンターを明確にし、そこに検査能力を集中的に導入して、網羅的、大規模な検査を行う必要があります。

PCR検査を大幅に拡充する、1つ、2番のところでもありますけれども、世田谷モデル、テレビでもよく報道されておりますけれども、症状の有無にかかわらず区内全ての介護施設職員約1万2,000人、保育園・幼稚園の職員約1万1,000人などを対象に無料でPCR検査を実施するということでもあります。9月中旬をめどに介護職員から検査を始める予定であります。新型コロナ禍の中でも、社会的な基盤を維持する社会的検査と位置づけて、この世田谷では補正予算で約4億1,400万円を計上する方針だということでもあります。財源については区の独自の財源のほか民間からの寄附などで賄い、国や都にも財政支援を求めているというところでもあります。ここはきっちり国が本当は財政支援をするべきだというふうに思います。

また、3番目のところでもありますけれども、感染拡大を抑止するには検査で陽性が明らかになった人を、着実に隔離、保護、治療していくことが必要であります。ところが、現在、無症状、軽症の陽性者を保護するためにホテルなどを借り上げる宿泊療養施設は既に各地で不足状態となっております。また、中等症、重症の患者を受け入れて治療する医療

機関は、病床を空けておくことによる減収、医師、看護師の特別な配置のための支出、病棟、病室の改造にかかる出費、一般医療の縮小による減収など莫大な財政負担のために深刻な経営困難に陥っております。その中で、命をかけて患者を守っている医療従事者がボーナスカットなどの待遇悪化を強いられる事態まで起こっています。コロナ患者を受け入れていない病院、診療所も、感染を恐れた受診抑制で大幅な減収になっており、地域医療全体が経済的医療崩壊の危機に瀕しています。こうした事態を緊急に打開して体制を立て直すことが、今必要ではないかと思えます。

国の責任で無症状、軽症の陽性者を保護する宿泊療養施設の確保を緊急に行って、検査体制の抜本的拡充に対応できる水準まで整備を進めること、このことについて国に要望を上げる意見書であります。ぜひ、忠岡町議会の中でも議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第7号 新型コロナウイルス感染拡大のもとPCR等検査の抜本強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。  
そして、先ほどの意見書第6号につきましても、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。  
議会運営委員会委員長から、所管事務調査について会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。  
お諮りいたします。  
議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

（前川議員「議長、動議」と呼ぶ）

議長（杉原 健士議員）

前川議員の動議を許します。どうぞ。

9番（前川 和也議員）

私を含め7名の議員の強い意思として、勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議を緊急上程いたします。

議長（杉原 健士議員）

それでは、動議が提出されましたので、15分の休憩をすることにいたします。それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

それでは、15分後に会議を再開いたします。

（「午後5時08分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後5時23分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）



議長（杉原 健士議員）

ご配布しておりますとおり、先ほど前川議員ほかから「勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議」につきまして、会議規則第14条の規定により提出されました。

お諮りいたします。この議案を日程に追加し、日程第28として、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この議案を日程に追加し、日程第28として直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者多数）

議長（杉原 健士議員）

起立多数です。

よってこの議案を日程に追加し、日程第28として議題とすることに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

それでは、日程第28 決議第1号「勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議」について、を議題といたします。

議長（杉原 健士議員）

地方自治法第117条の規定により、勝元由佳子議員の退席を求めます。

（勝元由佳子議員 退場）

議長（杉原 健士議員）

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（柏原 憲一局長）

決議第1号 勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議について。

本町議会は、次のように決議する。

令和2年9月9日提出

提出者	忠岡町議会議員	前川 和也
提出者	同	松井 匡仁
提出者	同	北村 孝
賛成者	同	和田 善臣
賛成者	同	小島みゆき
賛成者	同	三宅 良矢
賛成者	同	森 政雄

勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議

忠岡町議会議員は、町政に関する権限及び責務を深く自覚し、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命の達成に努めなければならない。

また、議員として町民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、良識をもって町民の模範となるような行動をしなければならない。

しかし、勝元由佳子議員は、令和元年5月に町議会議員に就任してから、ブログなどのSNSにおいて、本町、あるいは本町の特定の地域を名指しした上で、名誉を傷つけるような発信を度々行ってきた。

これら一連の発言は、そこに住む町民を冒瀆するものであり、到底許容されるものではない。

このような発言を放置するものであれば、本町のイメージが低下することは想像に難くない。

そして、忠岡町は地縁血縁で成り立っている自治体、本町職員採用試験が平成中頃まで行われてこなかった、40代以上の管理職は無試験縁故採用で地元の息のかかった職員であると根拠も無く喧伝することは、町役場で働く職員の士気の低下、近年問題となっている若手中堅職員の退職問題に拍車をかけ、この先本町の職員採用試験を受験する有為な若手人材をも萎縮させるものである。

そのように職員を陥れる言動については、住民サービスの低下に繋がってくるものと危惧をする。

さらに、令和2年6月議会の一般質問の場において、特定の職員を犯罪者扱いするなど、事実に基づくことのないフェイクニュースをSNSにおいて広く一般に流布したことで、当該職員のみならず、その家族の心情についても著しく傷つけ、精神的苦痛を与えたことは本町議会としても断固として許すことはできない。

SNSを利用して発信する情報は、正確に記述するとともに、その内容については誤解を招かないように留意すべきところ、本町、及び本町住民に対する悪評の流布、本町職員への名誉の棄損を繰り返す勝元由佳子議員には、社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人としての責任を自覚し、速やかに町議会議員を辞職することを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

令和2年9月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まず、令和2年のところは令和元年ということで修正をお願いしたいと思います。

ただいまの朗読でもございましたように、度重なるSNS上での本町や本町の住民、本町役場職員に対する名誉の棄損をこれ以上、忠岡町議会として看過することはできません。

SNSでの内容から起因する深刻な人権侵害が社会問題となっておりますが、町議会議員としてのあるまじき行為を糾弾すべく、公明党の北村孝議員、小島みゆき議員、無所属なだ会の松井匡仁議員、三宅良矢議員、森政雄議員、呈祥会の和田善臣議員、そして私、前川和也、以上7名の強い意思として、提出者及び賛成者となり、今回の辞職勧告決議を提出するものであります。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

勝元議員がSNS上で行っていることが、職員に対する誹謗中傷ではないかと疑われるものであると思います。心が傷つけられている職員がいるということも聞いております。

先ほど成立しましたパワハラ防止条例により、第三者機関に調査をしてもらって、その調査結果をもとに議会で協議をするということが必要であるかと思います。条例の施行を待たずにこの辞職勧告決議案を提出されるという理由について、お聞かせください。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

先ほどの条例の部分に関してなんですけども、松井議員からもご説明でございましたように、我々議員が自らに厳しく律するという観点であれば成立されたものであり、あれがあるからといってこれまでのことが消えるものではないという観点から、今回のこの決議

と条例は全く別物であるというふうに我々は考えております。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

そしたらここに、決議案の中に書かれているこのことについても、内容については分かりました。しかし、この職員の窮状、困っていらっしゃるということについて放置はできないと私ども思っております。しかし、条例に基づいて、第三者機関に調査報告を受けてから判断すべきかというふうにも思います。現段階では判断材料が不十分であります。よって、私ども日本共産党は退席したいと思います。

ただ、第三者機関での調査報告の結果、人権侵害の可能性が高いと報告された場合、本人を含め議会をよく協議をして、それでも改善がなされないようであれば、次は辞職勧告決議案に賛成したいと思います。

（是枝綾子議員・河野隆子議員・二家本英生議員、退場）

議長（杉原 健士議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。ありませんね。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

先ほどの提案者からの趣旨説明にもありましたように、これまで勝元議員はブログなど SNS の発信において、「線路から海側地域は人間関係が難しい。忠岡町内でも最もディープな地元人地域である生婦。地元住民の古いムラ体質は、忠岡町外の今どきの価値観を持った人間にはなじみにくく、住みにくい」といった、ある特定の地域を差別化する発言や、また、町民の声を聞き、施政に反映させることが本来の議員の職務であり責務であるにもかかわらず、「村八分や、力づくで相手をねじ伏せる地元民、忠岡町内のねちっこい人間関係のしがらみや陰湿なムラ体質、野蛮で怖い地域に誰が引っ越してきて住みたいと思いますか。忠岡町の古いムラ体質が忠岡町の発展を妨げている」といった、忠岡町の発展を阻害しているのは町民であると責任転嫁するなど、議員にあるまじき発言を行っている。

町民を冒涇したこれまでの SNS を通した発信は、忠岡町議会の品位を著しく傷つけるものであり、我々忠岡町議会としては当然看過できるものではなく、議員として資質を著しく欠くことはこれまでの発言や発信により明らかであり、勝元議員の活動は今後の忠岡町の発展に大きな支障となることから、議員辞職勧告に賛成するものであります。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

先ほどのに加えまして、私のほうからは、議員本人の SNS におきまして「忠岡町で公募による普通の公務員採用試験が始まったのが平成 13、14 年頃。それまでは、日本一狭い町内から議員や地元有力者の推薦のある、いわゆる息のかかった町民らを縁故採用し続けていたので、現在の部課長級職員などの中堅職員は皆、地元忠岡の息のかかった職員です」と、根拠に基づくことのない事実と異なる誤った情報を、忠岡町民から選挙にて選ばれた議員が事実として世界に向けて発信することを行いました。

また、対象の人物を特定する個人情報発信し、職員のみならず、その家族をも不安定にさせる行為を行いました。

また、それを閲覧した住民から役場への苦情が寄せられ、その対応により現場の通常業務が著しく阻害される状況にもつながっております。

また、議員に対し反論できない立場の弱い職員に対し、「仕事をやめろ！」と恫喝したり、職員が議員の持論とは違う回答や説明をすると攻撃的になり、一度発言した内容が後になって間違っていた場合においても訂正は受け入れず、間違っただけで発信した内容を基に持

論を展開し、その職員を特定できる形でSNSにおいて、自身のことは棚に上げた上で誹謗中傷する、まさに曲学阿世を貫き続けています。

以上のようなことを繰り返し、対応に追われている職員からは、本来の業務に影響が出ており、「なぜ自分たちは一生懸命仕事をしているのにこんなに非難されなければならないのか」と、転職を考えている職員や、議員の執拗な対応に追われたことにより精神が不安定となり、議員の姿を見ただけで手が震える職員、病院を受診された職員もいます。

これまで議員が指摘する内容の如何が問題ということではなく、これらの行動は職員の仕事に対するモチベーションを著しく低下させ、翻って町にとっても大きな損害となっております。また、これらの議員としての権力を笠に着た資質を欠く威圧的行動は、議会の品位を辱めることとなり、議会としても看過することができず、よって今般、議員辞職勧告をするものであります。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

本年4月上旬頃、勝元議員は庁舎内に配置している新型コロナ消毒用洗剤に関し、その設置の経緯について担当職員と、「当洗剤の設置は本町庁舎管理会社との契約の範囲内」と事前に確認をしておりました。

しかしながら、去る6月議会の一般質問において勝元議員は、庁舎管理担当職員に対し「この洗剤を当該管理者からただでもらった。ただで物品の供与を受けたということは賄賂と思われる仕方がない」と発言、続けて「当該職員をどのように処分するのか」と質問し、執拗に追及した。この「どのように処分するのか」の言葉は、当該職員が完全に賄賂を受け取ったと断じているに等しい、非常に重い発言です。このことにより当職員の名誉、信用、そして何よりも心に大きな傷を残す行為を行った。このことは町長を初め多くの職員、議員も驚いたことは、記憶に新しいところです。

また、このことは勝元議員が5月に自身のブログに掲載し、「コロナ騒動下での火事場泥棒」と当職員を揶揄する発信をしている。この時点で既に当職員のみならず、その家族の心情も著しく傷つけ、精神的苦痛を与えたことは、本町議会として到底看過できるものではない。

また、以前から勝元議員は、腐敗した町政、あるいは無試験で採用された幹部職員の無知さ加減などと誹謗するなど、SNSを通じ過激な発信を続けているところです。このこ

とで職員の士気を著しく低下させ、ひいては町民に対するサービスも低下せざるを得ない危機的な状況にあると判断しております。

加えて申し上げますと、今日、SNSによる誹謗中傷により若者が精神的に傷つき、病み、命をも絶つなど大きな社会問題になっております。また、言論の自由の名の下、何でも発言できるというのは、大きな勘違いであります。ましてや、町民の代弁者である議員となれば、倫理観や節度を持って正しい文言で発言するべきであり、日々謙虚さも忘れることなく過ごさなければならぬと思考しているところです。

本決議を唐突に案件に追加する動議を出したことは、事が重大であるだけに拙速感があることは否めないと思う反面、さきに発言した3名の議員も心の中で葛藤した上での苦しい決断をしたとのほうが、はるかに重いと考えております。

その上で、重ねて申し上げますと、当該職員初め他の職員にも想像以上の圧力を感じさせ、今も苦しんでいる職員の存在、役場の組織にも多大な混乱やダメージを与えることを目の当たりにすると、本件を取り上げることは焦眉の急を告げる事態であると考え、このたびの本決議に賛成するものであります。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、決議第1号 勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議について、を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

勝元由佳子議員の再入場を認めます。

（勝元議員 再入場）

議長（杉原 健士議員）

勝元由佳子議員に申し上げます。勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議は可決されたことを報告いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許可します。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

本日も長時間にわたりまして慎重にご審議を賜り、そして賛同していただきました。ご議決いただきましてありがとうございます。

また、私に対してもちょっといい言葉を頂きましてありがとうございます。

ところで、まずは議会議員自ら給与カットすることにつき、本日はハラスメント防止条例を制定するという、前向きに人権問題に向かう姿勢に敬意を表したいと思います。

ちょっと時間を頂きますが、新型コロナウイルス感染症によって奪われた平穏な日々を日常に近づけ、取り戻すこと、そしてさらには変革の主体者として忠岡を発展、飛躍させていくこと、それが私に与えられた使命であると思って、町政運営に一層邁進していく気になれなくなっています。また、コロナ禍という危機に町民にも問われる折に、町政から去ることに、いや、逃げることに後ろめたさが残っております。

私はこの60年間、奉仕の精神をもって地域住民に接してきましたが、この機をもって逃げることにいたしました。皆さん、私を「自律神経が失調してきてるぞ」と、こういうふうに思ってください。大変お世話になりました。

終わりに、アメリカンフットボールを組織化した日本のアメフトの父ともたえられていますポール・ラッシュさんから授かった言葉に、「最善を尽くし一流たるべし」、私の好きな言葉です、を付け加えまして本日の終わりの挨拶といたします。

皆さん、ご指導ありがとうございました。大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

議長(杉原 健士議員)

以上をもちまして令和2年第3回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。



(「午後 5 時 4 7 分」 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年9月9日

忠岡町議会議長 杉原健士

忠岡町議会議員 三宅良矢

忠岡町議会議員 前川和也